

香港CTC（コーポレート・トレジャリー・センター）

香港税制上の解釈：

当文書は意識を含む参考日本語訳であり、厳密な定義や解釈を確認する際には必ず香港税務局発行の原文を参照ください。また、意思決定時や実行の際には必ず専門家、あるいは香港・青葉ビジネスコンサルティング（+852-2850-8990）まで事前にご相談ください。

～法令解釈および実施通達 DIPN No. 52

コーポレート・トレジャリー活動に係る課税制度～

これらの実施通達は、納税者と納税者が任命した税務代表者への情報提供のために発行されています。これらの通達には、本通達発行日時点での法律に関する香港税務局の解釈と実施詳細が記載されています。納税者が現有している、税務局局长、税務上訴委員会あるいは裁判所に対する不服申立ての権利は、本通達の適用の影響を受けるものでないことを了承ください。

2016年9月

香港税務局局长 WONG Kuen-fai

香港税務局ウェブサイト：www.ird.gov.hk

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話：(香港 +852)-2850-8990

(目次)

<u>序説</u>	<u>項目番号</u>
背景	1
2016年税務(改正)(第2号)条例	7
<u>関連会社からの借入金</u>	
第16(2)(g)条に規定された条件	8
グループ内融資事業について	9
グループ内融資事業の通常の過程について	1 2
香港外にある非法人形態の関連者への支払利息	1 3
「(他国にて) 課税対象となっている」ことの認定条件	
— 税務対策が動機となっている融資取引	1 4
— 支払い済みの、あるいは支払う予定の税金	1 5
— 税務上の損失	1 6
— 基準税率を下回らないことについて	1 8
優遇制度と救済措置	
— 恒久的施設	2 0
— 租税条約に基づき納付した税金の還付	2 1
— 優遇制度	2 2
— 免除制度	2 3
— 移転価格の調整	2 4
— 外国関係会社合算の規則	2 5
— リスクの程度に応じた照会	2 6
受益所有権のテスト	2 8
特定の回避防止に関する規定	3 1
— 利息の迂回に関するテスト: 第16(2CA)条および(2CB)条	3 2
— 損失移転に関するテスト: 第16(2CC)条および(2CD)条	3 5
他の利息控除ルールとの相互的影響	3 8

関連会社への貸付金

段落番号

判例法原則の成文化	3 9
オペレーション・テスト	4 0

コーポレート・トレジャリー・センター (CTC) としての適格認定

適格CTC	4 6
專業型CTC	4 8
中央管理および統制の要件	5 0
実質的活動の要件	5 5
取消不能の選択	5 8
コーポレート・トレジャリー活動	6 0
コーポレート・トレジャリー・サービス	6 2
コーポレート・トレジャリー取引	6 5
セーフハーバー・ルール	6 8
局長の判断	7 6
資格の喪失	7 8
適格利益	8 0
非適格利益	8 2
関連会社	8 6

開始日

利得税の優遇措置と利息費用の控除	9 0
利息および利益の課税関係	9 1

租税回避防止に関する一般規定

第 61 条及び第 61A 条	9 2
-----------------	-----

事前確認制度

特定取引の事前確認	9 3
-----------	-----

金融口座情報の交換について

共通報告基準(CRS) - アクティブ NFE (Non-Financial Entity)	9 4
外国口座税務コンプライアンス法(FACTA)	
-除外される非金融グループ事業体	9 6

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話: (香港 +852)-2850-8990

序説

背景

1. 近年、アジアそして特に中国本土はビジネス上で成長拡大が見込める重要市場であり収益を生み出している市場であることから、同地域にグローバルや地域などのコーポレート・トレジャリー・センター（CTC）の設立を検討している多国籍企業がますます増えています。グローバル金融環境の外的な移り変わりを受けて、これらの企業はグループ内の流動性やリスクを一元的に管理し、ヘッジ取引を行うことで、よりいっそう効率的な業務運営を実現させることが求められています。
2. 国際金融センターとしての香港は、広範にわたる銀行ネットワーク、奥行きのある資本市場、堅固な金融インフラ、有能な専門サービスを提供しており、企業が地域CTCを設立してアジアでのビジネスプレゼンスを拡大する上で重要な役割を果たしています。コーポレート・トレジャリー活動を誘致することで香港の国際競争力をさらに強化することは、国際金融センターとしての香港の地位を強化し、金融および専門サービス分野の需要を創出するのを後押しすることにつながります。
3. 本質的に、CTCとは多国籍企業の中の「インハウス・バンク」であり、グローバル企業グループ全体の業務に必要な資本の最適な調達を行い、かつ最適利用することに重点を置いています。典型的なCTCとは、グループ内のファイナンス、多通貨現金管理・流動性管理の最適化、キャッシュ・プーリング、企業グループのためのベンダーやサプライヤーへの支払いの集中的または地域的な処理、金融や財務関連のリスク管理のための取引の実施、グループによる資本調達の支援などの各種機能を果たすものです。
4. 2016年の税務（改正）（第2号）条例が制定される以前は、多国籍企業が香港外の地域にある他の関連会社との間でグループ内資金の借入および貸付を行う際に、その利息の（税務上の）控除に関するルールが比較的不利なものとなっていました。企業が通常のグループ内資金ファイナンスの過程で「非金融機関」である関連会社からローンを受けるにあたっては、その非金融機関である関連会社側の利息収入に対し香港税務局が（香港の事業所得税にあたる）「利得税：英語表記では Profits Tax という」の課税を行うことができる場合にのみ、支払う側の利息の損金算入が認められていました。また、香港に拠点を構えてグループ内ファイナンス事業を行っているCTCの場合にも、香港外の関連会社（利益が香港利得税の課税対象とならない非金融機関であるグループ関連会社）へ支払う利息は損金算入することができず、かつグループ内ファイナンス事業（貸出）から発生した利息収入は利得税の課税対象になるとされていました。

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話：（香港 +852）-2850-8990

5. 香港財務長官が発表した 2015-2016 年予算案において、多国籍企業や中国本土企業のなかで香港にて CTC を設立してグループ会社の財務業務を行う企業を誘致するために、税務条例（香港の税法にあたる。以下「条例」という。）を改正し、特定の条件のもとであれば CTC については利得税の計算時に利息費用の控除を認め、特定のトレジャリー活動に係る利得税を 50%減額することになりました。

6. 2016 年 5 月 26 日に上述の予算案を実施するにあたり、2016 年税務（改正）（第 2 号）条例が香港立法議会によって正式に可決されました。本通達（DIPN No. 52）の目的は、グループ内融資事業の利息収入および費用に関する税務上の取扱いについて、そして「適格 CTC（以下、「QCTC」という）」に対して与える利得税優遇措置に関する税務上の取扱いについて、香港税務局としての見解及び実務を詳細まで明示することにあります。

2016 年税務（改正）（第 2 号）条例

7. 2016 年税務（改正）（第 2 号）条例では、QCTC に利得税の優遇措置を与えるとともに、関連会社との間の金銭の貸借に係る利息について利得税上の規定を設けるべく修正が施されました。QCTC の関連会社との金銭の貸借に関する主な規定は以下の通りです。

QCTC（適格CTC）の利得税優遇措置

(a) 第 14C(1) 条が追加され、QCTC の利得税優遇措置の用語である「コーポレート・トレジャリー・サービス (corporate treasury service)」、「コーポレート・トレジャリー取引 (corporate treasury transaction)」、「グループ内融資事業 (intra-group financing business)」、「適格利益 (qualifying profits)」の解釈について規定が設けられた。

(b) 第 14C(5) 条が追加され、政府公報に掲載された命令にもとづき政府機関である「財經事務及庫務局」局長に対して税務条例中の附表 17B で規定されている特定の定義を修正する権限が付与された。

(c) 第 14D 条が追加され、QCTC 向けの利得税優遇措置を規定した。

(i) 第 14D(1) 条では、年度査定において QCTC と認定された企業については、その査定年度の適格利益に対して、条例の附表 8 に規定されている利得税率の 2 分の 1 のみの課税をうける権利を有すると規定された。

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話：(香港 +852)-2850-8990

(ii) 第 14D(2) 条では、企業が Q C T C になり得る方法は以下のとおりとされている。

- ・ 第 14D(3) 条の条件を満たすこと、
- ・ 第 14E 条の「セーフハーバー・ルール」を満たすこと、或いは
- ・ 第 14F(1) 条の税務局局長の決定を得ることと。

ただし、金融機関については第 14D(9) 条の規定があり、Q C T C となる資格は有さない。

(iii) 第 14D(5) 条が追加され、Q C T C としての認定のほか、優遇税率を受けるための一定の条件が設けられた。

(d) 第 14E 条 が追加され、企業がセーフハーバー・ルールをどのように満たすことができるかを第 14E(1) に規定している。セーフハーバーには以下の 2 つの選択肢がある。

(i) 第 14E(2) 条の「1 年間のセーフハーバー」には、企業が当該査定年度における企業のコーポレート・トレジャリー利益およびコーポレート・トレジャリー資産について、一定の条件を満たすことが要求されている。

(ii) 第 14E(3) 条の「複数年セーフ・ハーバー」には、企業が当該査定年度およびその前の 1 年度または 2 年度の査定について、同様の条件を満たすことが要求されている。

(e) 第 14F 条が追加され、第 14D(3) 条に規定された条件も満たさず、また第 14E 条に規定されたセーフハーバー・ルールも満たさない企業でも、当該査定年度の Q C T C であるとの判断を下すことができるように、税務局局長の裁量を規定している。

(f) 第 19CA 条が改正され、同条に規定されている調整メカニズムにて優遇税率が適用されるケースが含まれるようになった。

(g) 附表 17B を追加し、コーポレート・トレジャリー・サービスとコーポレート・トレジャリー取引を定義し、セーフハーバー・ルール上の所定の利益率と所定の資産率を規定した。

関連会社との間で借入あるいは貸与された金銭の利息

(h) 第 15(1)(ia)条及び(1a)条が追加された。これは、金融機関以外の企業が香港にてグループ内金融事業を行うことにより受領あるいは発生している利息や収益については、当該資金が香港の外で得られているかどうかに関わらず香港源泉のものとするを明確化するために追加されたものである。

(i) 第 16(2)(g)条が追加され、香港で香港外の関連会社から借り入れた資金を使用してグループ内融資事業を行っている企業が支払う必要のある利息について、その控除に関する規定を定めた。

(j) 第 16(2CA)条および(2CC)条が追加され、第 16(2)(g)条に基づく具体的な控除に関して 2 つの回避防止に関する規定が定められた。

関連会社からの借入金

第 16(2)(g)条に規定された条件

8. 第 16(2)(g)条にある利息控除についてルールは、借り手であるグループ内融資事業を香港内で行っている企業が、特定の条件の下で香港外の関連会社から借り入れた金銭に係る支払うべき利息を控除することを認めています。第 16(2)(g)条の規定では、第 14D 条に定義された QCTC に限定されるものではないものの、この借り手は香港内でグループ内金融事業を行っている企業でなければならないとされています。第 16(2)(g)条にて明示された条件は以下の通りです。

- (a) 通常のグループ内融資事業にて香港以外の関連会社（つまり貸し手）から借り入れた資金に対して企業（つまり借り手）が支払うべき利息に係る控除要求であること。
- (b) その利息について、貸し手が同類の税金を香港外の地域でこの優遇税率以上の税率で課されていること（つまり、その税金の支払いが完了しているか、または今後支払われる予定であること）。
- (c) 貸主がその利息を使用して享受する権利は、貸し手と借り手以外の者との間の独立企業原則に基づく取引の結果として生じる義務である場合を除き、他の者にその持分を譲渡することを契約上の義務または法律上の義務によって制約されていないこと。

この「グループ内融資事業」という用語は、企業に関しては、関連会社からの資金の借り入れおよび関連会社への資金の貸し出しを行う業務を意味します。また、「香港外の関連会社」とは、香港でいかなる商行為、専門業務、事業も行わない関連会社を意味します。一般的に、香港にて単に銀行口座を維持しているだけであり香港にてその他の事業を行っていない場合は、香港にて商行為、専門業務、事業を行っているとはみなされません。

グループ内融資事業について

9. グループ内融資事業を行っている企業は、その通常の業務においては、関連会社から資金を借り入れて、関連会社に資金を貸し付けています。すなわち、金利の利鞘を得ることを目的とし

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話: (香港 +852)-2850-8990

た事業として、定期的に関連会社間で金銭の貸し借りをを行っている企業です。第 16 (2) (g) 条にある控除ルールは、単発的な取引において金銭の貸借を行っている企業には適用されません。企業がグループ内での融資事業を行っているかどうかは、その実態を検証します。このように、企業がグループ内融資事業を行っているかどうかは実態をもって判断されます。この原則は過去の判例である「Shun Lee Investment Co. Ltd. V CIR, [1967 年] HKLR 712」や「CIR v Chinachem Finance Co. Ltd., [1993 年] 1 HKLR 136」とも関連性があります。つまり以下のすべての関連する実態に注意を払うものとしします。

- (a) 関連会社への資金の貸借の頻度、反復性及び金額、
- (b) 営利を考慮した利率を採用して関連会社へ金銭貸借を行っているか否か、
- (c) 利息や元金の返済において、金銭の貸付や返済の仕組みや継続性があるか否か、
- (d) 利息及び元本の返済の規則性および頻度、
- (e) 借入と貸付の金利差から利益を得ているか否か、そして
- (f) 借入及び貸付の利息設定が、独立企業原則に基づいて行われているか否か。

10. グループ内融資事業に該当するためには、多国籍企業たる業務の性質や規模からみても、十分な数の関連会社との間で小額ではない金額が関わっていることが必要となり、グループ内融資取引がある程度の数行われている必要があります。グループ内融資業務は、様々な資金源（例えば銀行からの融資やエクイティ投資など）による資金調達に頼ることも可能です。一般的に、税務局局長は以下のような場合に企業がグループ内融資事業を行っていると認めることとなります。

- (a) 当該企業が毎月 4 件以上の借入または貸付取引を行っている、
- (b) それぞれの借入または貸付取引が 1 件当たり 250,000 香港ドルを超えている、そして
- (c) 借入または貸付取引が、関連する事業年度中に 4 社以上の関連会社との間で行われている場合。

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話: (香港 +852)-2850-8990

ただし、上述の目安に達していない状況であっても、グループ内金融事業を行っていないと必ずしも判断されるわけではありません。

11. ここで、第 16(2)(g) 条に規定されてあるグループ内融資事業に限定することなく、ひろく「グループ内融資業務」としたのは、当該企業にとって香港での金銭貸し借りの業務が唯一の事業とはならないこともあり得ることを意味しています。つまり、かくなる企業は他の事業をも行うことが可能です。

グループ内融資事業の通常の過程について

12. 第 16(2)(g)(i) 条では、控除を申請する利息は、グループ内金融事業の通常の過程で香港以外の関連会社から借りた金銭に対して会社が支払わなければならないと規定しています。他の関連会社に貸すこと以外の目的で借りたお金は、グループ内金融事業の通常の過程で借りた金銭ではないため、関連する利息は控除が認められません。

香港外にある非法人形態の関連者への支払利息

13. 香港外の「非法人形態の関連者（例えばパートナーシップ、信託など）」に支払われた利息は控除の対象になりません。第 16(2)(g) 条に基づく控除ルールは、香港外の関連会社に支払われた利息にのみに適用されます。この要件は、二重控除請求の防止するためでもあり、ハイブリッド・エンティティや海外地域などでは透過性があるとされているエンティティなどを經由させて別のエンティティへ利益移転をすることを防止するためのものです。

「(他国にて) 課税対象となっている」ことの認定条件

— 税対策が動機となっている融資取引

14. 第 16(2)(g)(ii) 条では、この貸し手が受け取る利息収入に関して、香港外の地域において香港の利得税率を下回らない税率をもって課税（香港の利得税に類似する事業所得税）されることが必要であるとしています。この原則によって、企業が第 16(2)(g) 条のもと損金算入されるように利息を発生させる人為的な融資取引を行なっても、その利息収入から得られる利益に対して超低税率またはゼロ税率になるような租税管轄国に居住する貸し手となっている関連会社との間で、租税回避の機会が生じてしまうのを防ぐことができます。香港には源泉徴収税や過小資本税のルールが存在しないため、他の租税管轄国（または地域）の課税基盤を侵食したり、多国籍

企業が非課税の二重取りの対象となるような取引を行うことを奨励するものではないかとの第 16 条の規定が(他国に)みなされてしまわないようにするためにも、この要求事項は必要となっています。これは、企業による税額控除の促進と租税回避のリスクの軽減との両者のバランスを取るためにも必要なものとなっています。

一 支払い済みの、あるいは支払う予定の税金

15. 第 16(2)(g)(ii)条の下では、利息の控除は、貸し手のほうで受け取った利息収入について課税されている場合にのみ認められます。ただ、仮にその利息収入が課税年または課税期間の損益計算書に貸し手の所得として含まれているとしても、当該利息収入を生み出すために発生した利息費用を含む直接費用によって利息収入がゼロまたはマイナスにまで減少している場合には、貸し手が利息収入に関して課税対象となっているとはみなしません。第 16(2I)(a)条は、その当該地域の法律上の義務に基づいて確かに利息に関して税金が支払われているか、または今後支払われる予定であるという状況であれば、貸し手は当該地域で確かに課税対象となっているとする基準を明確にするものです。貸し手が受領した利息が、仮に香港の債務者の申告年度後に終了するような課税期間での課税・納税になってしまっても、適切にその課税期間に貸し手の納税が行われる場合には、その条件が満たされていると認められます。すなわち、即時の納税は要求されないものの、納税が行われるという合理的な度合いに関して確実性があることが必要です。もしかくなる状況である場合には、香港での借り手の課税期間の後に当地の課税期間で納税が行われることを証明するための十分な証拠(例えば、監査済みの財務諸表、税務計算書、税務査定など)を要求に応じて提出しなければなりません。もし、(香港にて)控除が認められた後に入手した情報で、貸し手が納税の必要がないことが判明した場合は、第 60 条に基づく追加査定が行われ、以前に認められていた控除が取り消されることとなります。

(例 1)

初年度 11 月 30 日に、Corporation-HK (香港企業) はグループ内融資業務の通常の過程で、香港外の租税管轄国-F に居住する関連会社である Corporation-F から借り入れた金銭について 500,000 ドルの利息を支払った。Corporation-HK の課税期間は初年度 12 月 31 日に終了し、Corporation-F の課税期間は次年度の 6 月 30 日までだったが、Corporation-F は、500,000 ドルの利息を含む当期利益について、租税管轄国-F の法人税を 30%の税率で納付した。

この事例では、Corporation-HK にまず香港にて利得税が査定され、その後 Corporation-F がその受け取った利息収入に関して納税を行っています。Corporation-HK に対する利得税の査定を行う時点で、Corporation-F が(香港の)標準税率で当該利息に係る税金を支払う必要があると合理的に予測できる場合に、第 16(2)(g)(ii)条の「課税対象」となる条件が満たされたと認められます。後に、Corporation-F が利息収入に関して納税する必要がなくなったことが判明した場合には、Corporation-HK は直ちに香港の査定官に通知し、利息費用の控除を否認するための追加査定

を受ける必要があります。

一 税務上の損失

16. 貸し手に発生する利息は、その課税年度または課税期間における貸し手の利益あるいは所得の一部として（香港で）査定される可能性があります。そのため、損失が発生したことにより利息が減額される場合や、貸し手はその課税年度や課税期間の全体で損失を被っている場合には対応が必要になります。貸し手が損失を抱えている場合には、現在の損失や繰越欠損金が先に他の事業利益や所得と相殺されていることが一般的な前提となります。損失を控除した後、利息収入を含む利益または所得の残高に対して税金が支払われる場合、貸し手はその利息に関して課税対象となっているとみなされます。また、その利息を生み出すための支払利息を含む直接経費によって、当該利息がゼロになったりマイナスになったりしていないことが前提となります。以下のような場合には「課税対象」条件が満たされていない、とみなされます。

(a) 貸し手はその課税年度または課税期間に多額の損失を計上し、その課税年度または課税期間に税金が支払われていない場合。

(b) 貸し手が、他の課税年度または課税期間から繰り越された、或いはそれら期間に関連した損失を有しており、その損失が利息が発生した課税年度または課税期間の利益または所得を超過し、その課税年度又は課税期間の税金を支払わない場合、または支払う義務がない場合。

(c) 貸し手が、利息の発生した課税年度または課税期間において利益または所得を有しているにもかかわらず、グループ会社全体損失の救済策で当該利益または所得に関して税金を支払う必要がないとされている場合。

(d) 利息が発生している課税年度あるいは課税期間に利益または所得があるにもかかわらず、利息収入を得るために発生した利息費用を含む直接費用によって利息がゼロまたは損失になっている（すなわち、貸し手が借り手に貸した金銭に関して利益が全くないか、あるいは逆に損失を出している）場合。

17. ルールとして、香港居住であるか否かに関わらず、関連会社の損失を利用するために関連会社に税務目的主導型の利息を支払うことで利得税の納税義務を軽減させてしまう行為を禁じています。税務目的主導の融資取引については、損失を利用して借り手や他の企業の利益課税を回避する場合に、税務局長が第 16(2CC)条を適用して利息控除を否認することになります。その

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話：(香港 +852)-2850-8990

ローンが、損失によって利息が減額されるような税務上の動機によって生み出されているのかどうかを判断するにあたって、以下の関連する要素をすべて考慮に入れるべきとされています。

- (a) 貸し付けが行われた条件（金額、支払いや返済の日付を含む）。
- (b) 貸し出しが行われた状況、特に資金源や資金の使用状況。
- (c) どのような状況で損失が発生したのか、また、その損失が貸付けが行われた時点あるいは貸付けが行われる前に、予想されていたのか、あるいはすでに発生していたのか。
- (d) その損失が発生した時期（例：当期に発生したのか、過年度から繰り越されたのかなど）。
- (e) 利益を損失と相殺した後の損失額と納税額。

(例 2)

Corporation-HK は、グループ内での通常の資金調達業務の一環として、租税管轄国-F に所在する香港外の関連会社である Corporation-F から資金を借り入れ、1,000,000,000 ドルの利息を支払った。管轄国-F の税率は 25% であったが、Corporation-F はその年の税務上の累計損失があったため、利息が発生した課税年度には、租税管轄国-F にて Corporation-F は税金を支払っていなかった（つまり、利息収入は過年度からの繰越欠損金や当年の課税年度に発生した欠損金で完全に相殺されていた状況）。

Corporation-F が当該利息収入について納税する必要がなかったため、第 16(2)(g)(ii) 条の「課税対象」の条件が満たされておらず、その結果 Corporation-HK は \$1,000,000,000 の利息を控除することはできませんでした。もし、Corporation-F が純課税利益に関して課税対象となっていて、そこに含まれる利息収入がその収入を生み出すための直接的な支払利息を差し引いた後もプラスの数値を維持している場合には、当該利息収入は管轄国-F で課税対象となったものとみなされます。

(例 3)

初年度、Corporation-HK は、香港で行っているグループ内金融事業の通常の過程で、租税管轄国-F に居住している香港外の関連会社である Corporation-F から資金を借り入れ、200,000 ドルの利息を支払った。Corporation-F のほうでは、200,000 ドルの利息収入を含む利益に対して 25% の所得税を支払っていた。その結果、Corporation-HK は、第 16(2)(g) 条に基づき、初年度の利息の控除が認められた。2 年目、Corporation-F 社が税務上の損失を計上。管轄国-F の税法に基づいて、以前に稼いだ利益と相殺され、初年度に支払った税金分を全額還付されていた。

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話：(香港 +852)-2850-8990

上記の状況下では、20万ドルの利息に対して支払われた税金が最終的には Corporation-F 社に全額が還付されているため、「課税対象」の条件は満たされていなかったと査定されました。税務局長は、以前に認めていた利息の控除分を取り消すために、Corporation-HK に対して追加納税の査定を行うことになりました。

— 基準税率を下回らないことについて

18. 貸し手の所在領域内にて利息収入に課せられる税率は、(香港の) 基準税率 (14D(1)条が適用される場合の基本税率 16.5%あるいは 8.25%など) よりも低くあつてはなりません。これは、(当国の) 実効税率が香港の税率よりも大幅に低い場合や、香港外の管轄国にてその他の税制優遇や免除などがある場合などで、税率の鞘どり行為を防止するためです。税率の決定方法の詳細は問わずとも、当該利息に課税される実効税率が明らかになっていることが重要です。また、その利息収入が、貸し手が居住する租税管轄国における課税年度または課税期間で課税利益の一部を形成している場合には、その管轄国の国内法上の課税利益に適用される税率と比べる必要があります。もし、貸し手が居住している香港以外の管轄地域が累進課税制度を採用している場合には、第 16(2)(g)(ii)条の目的として、当該利息収入を含んだ課税利益に対して実際に課せられることになる平均税率が適用されます。(しかし実際の) 実務においては、そこに租税回避の動機が存在しておらず、計算された税率が(香港の) 基準税率より 1割以上低くなければ、局長はこの条件が満たされたものとして扱うこととなります。

(例 4)

Corporation-HK は、香港で行われているグループ内金融事業の通常の過程で、租税管轄国-F に居住する香港外の関連会社である Corporation-F から 3ヶ月間、8百万ドルの借入を行った。この融資契約条件の下、Corporation-F は Corporation-HK から 100,000ドルの利息の支払を受けた。Corporation-F はトンネル会社やノミニー会社ではなく、当該 100,000ドルの利息を使用し享受する完全な権利を持っていた。Corporation-F は、その利息収入を得た課税期間において 100,000ドルの利息を含む利益に対し、租税管轄国-F にて 25%の税率で法人税を支払う必要があった。

この融資は、グループ内の融資業務の通常の過程で香港以外の関連会社から借りられたものであり、Corporation-F がその利息を使用、享受する完全な権利を有していたため、第 16(2)(g)(i) & (iii)条にある諸条件を満たしていました。また、Corporation-F は香港の基準税率 16.5%を下回らない 25%の税率で税金を課されていたため、第 16(2)(g)(ii)条にある条件も満たしていました。したがって、Corporation-HK 社が支払った 100,000ドルの利息は、第 16(2)(g)条に基づく控除が認められました。

(例 5)

QCTCとして適格認定されているCTC-HKが、香港で行われているグループ内金融事業の通常の業務として、租税管轄国-F1に居住する香港外の関連会社である Corporation-F1 から、管轄国-F2に居住する香港外の関連会社である Corporation-F2 への転貸しのために、6ヶ月間1,000万ドルのローンを借り入れた。この貸付条件の下、CTC-HKは Corporation-F1 に200,000ドルの利息を支払っている。このCTC-HKへの融資のために、Corporation-F1 サイドでは150,000ドルの支払利息の直接経費が発生しており、結果として50,000ドルの利ざやが発生していた。利息が発生した同課税期間中、租税管轄国-F1では利息の当該利ざやに対して累進税率で利息税を課されており、収入の最初の3万ドルに対しては8%を、そして残りの部分に対しては16%で課税されていた。Corporation-F1が(当該地区で)支払った税金は(合計で)5,600ドル(すなわち、30,000ドル×8%+20,000ドル×16%)であった。

CTC-HKはQCTCとして認定されおり、Corporation-F2への貸付は適格貸付取引であるため、基準税率は8.25%となる。Corporation-F1は11.2%の税率(すなわち、 $\$5,600 \div (\$200,000 - \$150,000) \times 100\%$)で租税管轄国-F1にて課税されるため、第16(2)(g)(ii)条の条件を満たしている、基準税率の8.25%を下回っていません。したがって、CTC-HKは第16(2)(g)条に基づき、20万ドルの支払利息の控除が認められました。

利息の発生している課税期間の Corporation-F1 の課税対象利益を計算するにあたり、受取利息収入そして支払利息費用が説明付けされている場合には、その課税利益に適用される税率をそのまま参照することが可能になります。

(例 6)

QCTCであるCTC-HKは、通常のグループ内金融業務の一環として、租税管轄国-F1に居住する Corporation-F1 から、租税管轄国-F2に居住する Corporation-F2 への転貸しのために、1ヶ月間、3,000万ドルの借入を行った。CTC-HKは、この借入れ条件のもと、Corporation-F1へ150,000ドルの利息を支払っている。一方、CTC-HKへの融資のために、Corporation-F1では100,000ドルの支払利息経費が発生していた。この転貸しのローン取引でCTC-HKが得た利益は50,000ドルであった。租税管轄国-F1では利子税に累進課税制度を採用しており、最初の40,000ドルに対しては7%が、そして残りの部分については13%が課税された。Corporation-F1が支払った税金は\$4,100(すなわち、 $\$40,000 \times 7\% + \$10,000 \times 13\%$)であった。

Corporation-F1は8.2%の税率で課税されました(つまり、 $\$4,100 \div (\$150,000 - \$100,000) \times 100\% = 8.2\%$)。この税率はCTC-HKに適用される基準税率8.25%よりも1割以下の範囲で低いとされるため、租税回避の証拠が特に見られないかぎり、(香港)税務局局長としては「課税対象」の条件が満たされていると判断することになります。

(例 7)

初年度、Corporation-HK は、租税管轄国-F に居住している香港外にある関連会社の Corporation-F からグループ内金融業務の一環として借り入れた金銭に対して、480,000 ドル（毎月 40,000 ドル）の利息を支払った。Corporation-HK の課税期間は初年度 12 月 31 日に終了し、Corporation-F の課税期間は第 2 年の 6 月 30 日に終了していた。Corporation-F は初年度と 2 年目の 6 月 30 日に終了した課税期間において、租税管轄地 F にてそれぞれ 30% そして 10% の税率で法人税を支払った。

初年度 6 月 30 日に終了した課税期間において、Corporation-F に発生した受取利息 240,000 ドルは、30% の税率で法人税が課されており、「(相手国にて) 課税対象となっている」条件を満たしています。一方、第 2 年目の課税期間において、Corporation-F の受取利息 240,000 ドルに対しては (わずか) 10% のみの法人税しかが課されていないため、「課税対象となっている」条件は満たされていませんでした。したがって、他の諸条件が満たされているものと仮定する場合、第 16(2) (g) 条に基づく控除が (Corporation-HK に) 認められるのは、Corporation-HK 側に発生した支払利息のうち 240,000 ドルの部分のみということになります。この利息収入は年間を通じて均等に発生しているため、支払利息の全額を控除することを否定してしまうのは正しいことではありません。同様に、平均利率が 20% であったことを理由に、支払利息の全額を控除してしまうのも正しくありません。

(例 8)

初年度 1 月 1 日に、Corporation-HK はグループ内の通常の資金調達の一環として、同社の香港外の関連会社であり租税管轄国-F にある Corporation-F 社から借入を行った。この融資契約条件に基づいて、Corporation-HK は同年 12 月 31 日に Corporation-F に対して 480,000 ドル（毎月 40,000 ドル）の利息を支払うことに同意した。課税期間は初年度の 12 月 31 日までであったが、一方 F 社の課税期間は 2 年目の 6 月 30 日までであった。租税管轄国-F の法人税は発生主義が採用されており、(当地の) 初年度 (7 月 1 日) から法人税率が 20% から 10% に引き下げられていた。租税管轄国-F では初年度 6 月期には 20%、2 年目 6 月期には 10% の税率で法人税が納税されていた。

このように、Corporation-F が受領した利息収入の全額 480,000 ドルは、既に税率が 10% に引き下げられていた時期に受領したものです。これは Corporation-HK に発生した利息費用をそのまま全額不算入にすることを意味するものではありません。16(2) (g) (ii) 条の目的のためには、各課税期間に「発生」した利息費用の額を把握する必要があります。初年度 6 月 30 日に終了した課税期間においては Corporation-F に発生した受取利息 \$240,000 には、20% の法人税が課されました。これは「課税対象となっている」ことの認定条件を満たしています。一方、第 2 年目の

課税期間においては、Corporation-F に発生した受取利息 240,000 ドルは 10% のみの法人税が課税されていて、「課税対象となっている」条件は満たされていませんでした。したがって、その他の諸条件が満たされていると仮定すると、第 16(2)(g) 条に基づく控除が認められるのは、Corporation-HK に発生した利息のうち 240,000 ドルのみとなります。租税管轄国-F の税務署が利息収入を仮に現金主義ベースで査定していれば利息収入の合計 480,000 ドルは 10% で課税されることとなります。そうすると、「課税対象となっている」という認定条件は満たされていないこととなります。

19. 利息収入を生み出すために発生した直接費用を控除した後に利息収入の一部が損失によって減少している場合、第 16(2)(g)(ii) 条の目的で基準税率との比較をするために、その実効税率（純利息収入に対する実際の納税額）を採用しなければなりません。

(例 9)

Corporation-HK はグループ内金融事業の通常の過程で、香港外の租税管轄国-F に居住する関連会社である Corporation-F から借り入れた金銭に対して 1,000,000,000 ドルの利息を支払った。Corporation-F はこの利息収入が発生した課税年度において 2,000,000,000 ドルの課税利益（当該 1,000,000,000 ドルの利息収入を含む）を得ていたが、過年度の累積損失額 1,500,000 ドルと相殺されていた。その結果、Corporation-F は租税管轄国-F において 500,000 ドルの純課税対象利益に対して当該年度の一律税率 25% で 125,000 ドルの税金を納付した。

累積損失のうち 1,000,000 ドルは、（当該利息収入以外の）他の営業利益を完全に相殺したものと仮定すれば、残りの 500,000 ドルは、1,000,000 ドルの当該利息収入を減額するために使われており、課税対象である、としました。第 16(2)(g)(ii) 条にある（香港の）基準税率との比較目的でその実効税率を計算すると 12.5% となるので（すなわち、 $125,000 \text{ ドル} \div 1,000,000 \text{ ドル} \times 100\%$ ）、この税率は（香港の）基準税率よりも低い率であると判断されますので、第 16(2)(g)(ii) 条の「（他国にて）課税対象となった」と認定する条件は満たされませんでした。よって、Corporation-HK は \$1,000,000,000 の支払利息を控除の対象とすることはできませんでした。

優遇制度と救済措置

恒久的施設

20. 一般的に、第 16(2)(g)(ii) 条の税率は、貸し手が税務上の居住者となっている租税管轄国の所得税の原則に従って決定されることとなります。仮に利息収入がその居住地の管轄国外にある貸し手の恒久的施設に帰属するような場合には、全体的な分析が必要となります。つまり、貸し手が居住している租税管轄国とあわせて、その恒久的施設が所在する租税管轄国の所得税の

原則も参照することになります。

(例 10)

Corporation-HK は、香港外の租税管轄国-F1 に居住する同社の関連会社の Corporation-F1 からグループ内金融事業の通常の業務の目的で借り入れた借入金に対して、500,000 ドルの利息を支払った。当該借入金は、別の租税管轄国-F2 に所在する Corporation-F1 の恒久的施設からの借入であった。Corporation-F1 は租税管轄国-F1 にて 10% の法人税の課税対象となっており、一方、当該恒久施設に対する租税管轄国-F2 での法人税は 25% であった。租税管轄国-F1 は Corporation-F1 の利益を全世界ベースで査定しており、管轄国-F2 の恒久的施設に帰属する利益については、上限なしの税額控除の対象として管轄国-F1 にて税務上の査定を受けていた。

この場合、(Corporation-F1 の) 利息収入については、(外国) 税額控除の規定があつて実効上 10% の税率で課税されているので、「課税対象となっている」という認定条件は満たされませんでした。しかし、もし(外国) 税額控除に 10% の上限が設定されていた場合には、管轄国-F2 にて利息は実質的に 25% の税率で課税されるため、この「課税対象となっている」という認定条件は満たされることとなります。また、もし管轄国-F1 が企業に対する課税を(全世界ベースではなく) 管轄区域限定の税制度のもとで施行されている場合には、管轄国-F2 にある恒久的な施設の利益は管轄国-F1 においては非課税となるので、その利息収入は管轄国-F2 にて実質的に 25% の税率で課税されていることとなります。

(例 11)

Corporation-HK は、香港にて行われているグループ内金融業務の通常の過程の中で、租税管轄国-F1 に居住する香港外の関連会社である Corporation-F1 が設立した別の租税管轄国-F2 にある支店から 6 ヶ月間にわたり 10,000,000 ドルの借入を行った。この融資の条件の下、Corporation-F1 へは、Corporation-HK から 300,000 ドルの利息が支払われた。管轄国-F1 は、自国の居住者が有する海外支店からの利益も課税対象とするグローバル・ベースの法人税課税制度を採用していた。Corporation-F1 は、利息が発生した課税年度に当該利息 300,000 ドルを含む全世界の利益に対して 25% の税率で法人税を支払う必要があつた。しかし、この支店は、管轄国-F2 においてはこの利息に対して法人税を支払う必要がなかった。

この 300,000 ドルの利息収入は管轄国-F2 の恒久的施設に帰属する収入ですが、管轄国-F1 にて Corporation-F1 に適用される所得税の原則も考慮する必要があります。今回のケースでは、第 16 (2) (g) (ii) 条にある香港基準税率との比較目的で考慮される税率が管轄国-F1 の税率 25% となり、「(他国にて) 課税対象となった」とする認定条件は満たされているとみなしました。

租税条約に基づき納付した税金の還付

21. 多くの租税管轄国では、その居住者である企業が、(自国と) 租税条約を結んでいる(所得の) 源泉地にて同一の所得に対して税金を支払った場合、外国税額控除や還付を受けることができるとされています。租税条約相手国の税率にかかわらず、居住者である企業は、同一所得に対してその居住地の管轄国で課せられる税率でのみ納税を求められます。

貸し手が、たとえ源泉地の租税管轄国にて自国の基準税率よりも高い税率で利息収入に係る税金を支払ってしまったとしても、源泉地の管轄国にて支払った税金と同額の税額控除や還付を居住地の管轄国にて請求することができます。このような状況では、貸し手は居住地である管轄国で課される税率を以って利息収入に課税されたとみなされます。

優遇制度

22. (他国にて) 優遇税率そのものを規定している制度になっている場合、第 16(2)(g)(ii) 条に言及されている比較目的のために採用する税率は、優遇税率そのものとなります。課税ベースの恒久的な削減のみを規定している制度の場合、(香港の基準税率と比較対象とすべき) 税率は、当該制度の対象となる法人に当該租税管轄国にて一般的に適用される法定税率から当該税率と課税ベースの削減率の積を差し引いたものとなります。したがって、(例えば) 法人の課税ベースを 20% 削減するような制度の場合、適用される法人税の法定税率から当該法定税率の 20% を差し引いたものが参考税率となりますし、優遇税率と課税ベースの引き下げの両方を規定している制度の場合には、税率は優遇税率と課税ベースの引き下げ率の積で引き下げたものになります。

免除制度

23. 利息収入そのものやその租税管轄国外の源泉から派生した利息収入に対する課税を免除する規定や制度が存在する場合、貸し手はその利息収入については(その他国にて) 課税されていないとみなされます。

移転価格の調整

24. 貸し手が居住している租税管轄国にて、貸し手が受け取る利息収入に関して移転価格調整が行われた場合でも、第 16(2)(g)(ii) 条の目的のために適用される比較対象の税率を決定する際

には、その調整は無視されるべきとしています。第 16(2)(g)(ii)条の目的のための比較対象税率は、移転価格調整がなければ貸し手が支払っていたであろう税額を、貸し手が請求した利息金額で割ったものとなります。

(例 12)

初年度に、Corporation-HK はグループ内での通常のグループ融資業務の一環として、香港外の租税管轄国-F に居住する関連会社 Corporation-F からの 1 億ドルの借入に対して 500 万ドルの利息を支払った。なお、Corporation-F には管轄国-F において 10% の法人税が課されている。管轄国-F の税務当局は、当該利息収入が独立企業間取引の金額を下回っているとの見解を示し、利息に 500 万ドルの上方修正を行った。

当該利息所得は、当地で 10% の税率で法人税の課税対象となっているため、その税率は（香港の）基準税率よりも低いものでした。この利息金額への移転価格調整は、適用税率の引き上げとは認められません。たとえ香港と管轄国-F との二重課税防止協定の条件に従って上方修正を行っていたとしても、その結論が変わることはありません。

外国関係会社合算の税制

25. いくつかの租税管轄国には、低税率またはゼロ税率の他の管轄国に居住する企業で、その支配下にある企業にて発生した利益を（自国にて）課税所得に含めることを（自国の）居住企業に求める CFC (Controlled Foreign Company) 税制なるものが存在します。貸し手の管轄国では利息収入が課税されない場合でも、貸し手の親会社は自国の管轄国の CFC ルールに基づいてその利息に対する税金を支払う必要があるというものです。その制度の有無にかかわらず、（香港の）第 16(2)(g)(ii)条の目的のために基準税率と比較するにあたっては、貸し手の居住する管轄国内の適用税率のみが使用されます。親会社はこの場合貸し手ではないため、利息収入が貸し手の親会社が所在する管轄国にて（香港の）基準税率よりも高い税率で課税されているという事実は関係ありません。

リスクの程度に応じた照会

26. 特定のケースでは、香港にてグループ内資金調達ビジネスを行っている企業が、グループ内資金調達取引を高い頻度で行い、かつその金額が小額であるような状況下では、（香港）利得税申告書の提出前に、様々な国や地域に所在する香港外の関連会社に支払われたそれぞれの支払利息の（各国の）税率について計算したり確認したりすることは、それ自体コストがかかりすぎたり、現実的でない場合があります。このような場合、香港税務局長は、所定の条件を満たしていない支払利息を特定できなかったことが、意図的でもなくかつ故意ではない場合には、罰則を課さないことを検討することもあり得ます。

27. 実務上は、税務局局長は第 16(2)(g)条に基づいて行われる利息控除の申請を審査する際には、堅牢にそして実用本位でかつリスクの程度に応じたアプローチを採用することになると思われます。概して、1年間の利息支払額が25万ドル未満の独立企業間ローン取引は精査されない可能性があります。しかし（税務局より）照会がなされた際には、海外の管轄地で支払った税金内容を含んだ詳細を提供できるように求められています。海外にある租税管轄国での利息について、相殺できる税務上の損失や税の軽減措置が存在していない場合には、利息に課される税率は、その租税管轄国にて貸し手に適用される課税年度または課税期間の税率に相当するものでなければなりません。

受益所有権のテスト

28. 第 16(2)(g)(iii)条は、貸し手はその利息収入を使用したり享受したりできる権利は、他の者に譲渡しなければならないという契約上または法律上の義務によって制約されてはならない、という条件を課しています。この条件は、貸し手はその利息収入の「受益者」であることを要求するものです。この概念は、狭義の技術的な意味で解釈されるべきではなく、その文脈そして法律上の規定の目的と用途に照らして解釈されるべきです（例えば、無税または低税率の課税対象となっている他人にその利息を譲渡することを防止すること）。ゆえに、利害関係者のために行動している単なる受託者や管理者に過ぎないような非常に狭い権限しか持たないトンネル会社は、利息収入の実質的所有者であるとみなされることはないでしょう。

29. 貸し手が、特に連続的な取引構造、権利譲渡、権利消滅契約などの取り決めにおいて受託者または管理者として行動する単なる代理人、ノミニー、あるいはトンネル会社にすぎず、貸し手が受取時に他人（法人あるいは自然人）にその利息を譲渡する義務がある場合には、利息費用の控除が却下されることとなります。利息の支払いの全部または一部が契約上または法的義務のもとで他人（法人あるいは自然人）に渡された場合、利息の控除は完全にまたは按分配賦されて否定されることとなります。

(例 13)

投資持株会社である Corporation-HK は、香港にてグループ内金融事業も行っていた。同社は、管轄国-F の関連会社である Corporation-F に 1,000,000 ドルの利息を支払った。Corporation-F は管轄国-F にて一律 20% の法人税が課されていた。独立企業間ベースで取引されていない契約の下で、Corporation-F は 1,000,000 ドルの利息収入について、その支払い金額が当該利息収入と同等の金額またはそれと著しく異なる金額ではなかったものの、管轄国-F にて損金として算入可能な支払い（例：利息の支払いや手数料）を実施し、他人に譲渡する義務を負っていた。

Corporation-F が当該利息収入を使用したり享受したりする権利が、同額または金額的に大きく異なる金額を別の人(法人あるいは自然人)に譲渡するという契約上の義務によって制約されていました。したがって、第 16(2)(g)(iii)条にある条件が満たされていないため、この 1,000,000 ドルの利息支払は Corporation-HK では損金算入可能の経費とはなりません。

30. 利息を第三者に渡す義務が、貸し手と借り手以外の者との間の独立企業間取引の結果として生じたものであれば、その利息支払いが第 16(2)(g)(iii)条の条件を満たしているとみなすことは可能です。例えば、貸し手と第三者の銀行機関との間で締結された担保契約に基づき、貸し手はその第三者の銀行機関に対して債権や前渡金を担保として差し入れている中で、受け取った当該利息が第三者の銀行機関に譲渡されたケースです。

(例 14)

グループ内融資ビジネスの目的で、Corporation-HK は、租税管轄国-F に所在する関連会社である Corporation-F から、年率 5%の利息つきで 10,000,000 ドルの融資を受けた。初年度、Corporation-F は、ニューヨークにある独立第三者である銀行へ上述の融資資産を担保として提供しており、Corporation-HK から支払われる利息の流入をその銀行に譲渡することで、トレーディングの事業のための資金を調達していた。

Corporation-F がニューヨークの銀行に利息を譲渡する法的義務は、独立企業間取引の結果として生じていたため、その他の条件が満たされていれば、Corporation-HK は第 16(2)(g)条に基づいて Corporation-F に支払った利息費用の控除を請求する権利を有することになります。

特定の回避防止に関する規定

31. 上記の基準とは別に、第 16(2)(g)条に基づいて控除されるべきとする利息経費は、さらに 2つの特定の回避防止策の対象となります。

(その 1) 利息の迂回に関するテスト：第 16(2CA)条および(2CB)条

32. 第 16(2I)(d)条の意味するように、以下のような関係者に直接または仲介者を通じて利息が支払われる「アレンジメント(取り決め)」が存在している場合には、第 16(2)(g)条に基づく利息の控除は制限されることになります。

(a) 香港の利得税または香港外の国でそれに類似する税金を支払う必要がない者。

(b) 香港の利得税または香港外の国で同様の税金を支払う必要があるが、課せられる税金の税率が香港の基準税率（すなわち 16.5%または 8.25%）と同率またはそれ以上となっていない関係者。

第 16(2CA) 条は、借り手側がローンの利息を控除するよう申請する課税年度期間中に、上記の「アレンジメント（取り決め）」が存在している場合に適用されます。第 16(2B) 条と同様に、この第 16(2CA) 条も第 16(2E) (a) 条および(b) 条と合わせて解釈されなければなりません。そのため、「借り入れた金銭の利息として支払うべき金額」という表現は、借り手が借りた最初のローンにサブ・パーティシペーション（貸付債権譲渡取引）する形で融資されている 2 つ目のローンの利息を指すこともあります。さらに、(信託の) 受託者または受託者が支配する企業に対する利息の支払いは、受託者、企業および信託の受益者のそれぞれに対する支払いとみなされます。

33. 第 16(2CA) 条の適用を受けてしまっても、必ずしも当該ローンにかかった利息の全額が控除対象外となってしまうことを意味するものではありません。実際に、第 16(2CB) 条では、以下の計算式に基づいて支払利息を按分配賦することを許しています。

$$A/B \times C$$

ここで、

A とは、借り手の税務査定上の当該事業年度末において、第 16(2CA) (a) 条に記載されている取り決めが実施されている中で、借入した金銭に係る元本あるいはその借入した金銭の関連部分に関する元本が未払いとなっている日数合計を意味する。

B とは、借り手の税務査定上の当該事業年度において、借入金に係る元本または借入金の関連部分に係る元本が未払いとなっている日数の合計を意味する。

C とは、借り入れた金銭または借り入れた金銭の関連部分に対する利息として借り手が支払う金額の合計で、第 16(2A)、(2B)、(2C) および(2CA) 条の規定がなければ、当該税務査定年度の第 16(1) (a) 条に基づいて控除されていたであろう金額を意味する。

したがって、この規定は、ローンの一部に対する支払利息をカバーする「アレンジメント（取り決め）」に対して適用されます。また、貸付金の利息が発生する事業年度の一部期間に限定してそのような取り決めが行われている場合には、その期間を基準とした按分配賦が可能となります。

(例 15)

初年度の期首に、Corporation-HK は通常のグループ内金融業務の過程で、租税管轄国-F1 に居住

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話：(香港 +852)-2850-8990

する関連会社の Corporation-F1 から 10,000,000 ドルのローンを年率 5% で借り入れた。その 6 カ月後、所得税を課すことのない租税管轄国-F2 に所在する関連会社の Corporation-F2 へ、当該融資のうち 7,000,000 ドルが譲渡された。初年度において Corporation-HK はこの借り入れから 500,000 ドルの利息の支払が発生しており、そのうち 175,000 ドルは Corporation-F1 が受け取った後に Corporation-F2 に支払っていた。

Corporation-HK と Corporation-F2 は関係者であるため、Corporation-F2 は関連当事者に該当します。Corporation-F2 への 7,000,000 ドルの貸付債権譲渡取引（サブ・パーティシペーション）は（上述の）アレンジメント（取り決め）に該当します。租税管轄国-F2 では、Corporation-F2 に発生した 175,000 ドルの利息収入に対して所得税を課さなかったため、第 16(2CB) 条の規定の下で、控除対象外とされた利息は 175,000 ドル（すなわち、 $\$500,000 \times 7/10 \times 1/2$ ）となりました。

34. 第 16(2CA) 条および(2CB) 条の規定は、偽装された費用を伴う利益移転スキームに対抗し、香港の課税基盤を保護するために設けられています。そのため、たとえ利息がマネージメント・フィーやサービス・フィーなど他の形で関連者に支払われていても、当該控除を認めないようにすべく適用されることとなります。場合によっては、非居住者である貸し手が、利息を受け取った後の年度に、つまり香港で既に控除が一旦認められた後に、利息を支払うことがあります。その場合、（香港で）認められていた利息控除は取り消され、香港税務条例第 60 条に基づいて追加査定が行われます。

（その 2）損失移転に関するテスト：第 16(2CC) 条および(2CD) 条

35. 第 16(2CC) 条には、第 16(2)(g) 条に基づく利息費用控除のための主目的テストが導入されています。会社が香港外の関連会社から資金を借りることの主目的または主目的の 1 つが、香港税務条例に基づく企業または他の人（法人あるいは自然人）の利得税に対する責任を回避、延期、または軽減するために損失を利用していると税務局長が認識した場合、会社が借りた資金に対する利息経費については控除が認められないこととなります。第 16(2CD) 条では「損失」という語句には、第 16 条(2I)(d)(ii) または(iii) で定義されている関係者が香港またはその他の場所での取引、専門業務、または事業で被った損失と定義されており、そのような損失の残高も含まれます。

36. この特定の回避防止規定は、キャピタル・ロスを含む損失を海外から香港に転嫁する租税回避スキームを取り締まることを目的としています。会社が損失を被っているかどうかは、利害関係者の税務査定にかかる書類や損失計算書類を調べれば分かる事実に基づく事象です。純粋なグループ内の金銭貸借取引においては、この主目的検査が不必要な阻害要因となることはありませんし、税務上の損失を伴う関連会社に支払われた利息を伴う貸付取引の全てが第 16 条(2CC) の

対象となるというわけではありません。問題の核心は、貸付取引の主目的あるいは主目的の一つが利得税の納税を回避することにあるのかどうか、ということです。

37. 納税者の観点からは、「主目的テスト」は現行の第 61A 条の「単独または支配的目的テスト」よりも意味深長なものであるととらえるかもしれません。しかし、第 16 条 (2CC) でこのようなテストが採用されたのは、現在の国際的な慣行を反映したものであり、「主目的テスト」は回避防止策の一つとして採用されています。事実、このテストは、香港と租税協定相手国との間で締結され、香港税務条例の補助立法に盛り込まれているものを含め、海外の租税法制や二重課税防止の回避のためとして近年多く頻繁に見られます。このテストは、Marwood Homes Ltd. V IRC, [1999] STC (SCD) 44 や Snell v HMRC, 78 TC 294 など、いくつかの英国の判例で取り上げられています。「主目的のテスト」または「唯一または支配的目的のテスト」のいずれを使用するかにかかわらず、そのようなテストに基づいて結論を出す前に、その案件に関連するすべての事実を考慮しなければなりません。

(例 16)

CTC-HK は、多国籍企業グループの在香港リージョナル・コーポレート・トレジャリー・センターである。Holding Corporation-F は、多国籍企業グループの最終的な持ち株会社である。CTC-HK は、グループ内での資金調達を目的として、Holding Corporation-F から 25,000,000 ドルの借入を行った。初年度会計期間において、CTC-HK は Holding Corporation-F に 3,000,000 ドルの利息を支払った。当年度 Holding Corporation-F は、その他の事業で業績不振のため 2,000,000 ドルの損失を計上していた。

この融資取引の主目的は、CTC-HK または香港で事業を展開する関連会社の利益課税を回避するために Holding Corporation-F の当期損失を利用することにあつたとは考えられません。Holding Corporation-F からの借り入れた時点では初年度に損失が発生することを合理的に予測できない可能性がありました。このような状況下では、第 16(2CC) 条は発動されず、(相手国の) 税率が香港の基準税率より低くないことを条件に、CTC-HK が主張する利息経費の控除は第 16(2)(g) 条の規定に基づいて認められる可能性があります。

ただし、貸付取引の時点で Holding Corporation-F が既に損失を抱えていた場合 (例：過年度からの累積損失等)、あるいは多額の損失を被ることが予想されていた場合には、貸付取引の主目的が Holding Corporation-F の損失を利用して CTC-HK や香港で事業を営む他の関連会社の利得税負担を回避することであつたかどうかを確認するために、貸付取引の時点での状況を慎重に精査する必要があります。

(例 17)

CTC-HK は、多国籍企業グループの香港におけるリージョナル・コーポレート・トレジャリー・

センターである。CTC-HKは、香港外の関連会社である Corporation-F に 2,500,000 ドルの利息を支払った。Corporation-F は全体的には利益を上げていたが、関連企業間で形成されたパートナーシップのパートナーであり、そこにある多額の損失を Corporation-F の利益と相殺することができることになっていた。

この融資取引の主な目的は、CTC-HK または香港で事業を行っている関連会社の利益課税を回避するためにパートナーシップの損失を利用することであった可能性があります。Corporation-F から融資を受けた時点で、CTC-HK がパートナーシップが被った損失を吸収することが合理的に予見することが可能であれば、第 16 (2CC) 条の規定が適用される可能性があります。

他の利息控除ルールとの相互的影響

38. 第 16(2) (g) 条および特定の回避防止規定である第 16(2CA) 条～(2CD) 条が、既存の利息控除規則に影響を与えることはありません。第 16(2) (g) 条は、香港外の関連会社から借り入れた金銭の利息控除を請求するための追加的な選択肢を設けているだけです。他の資金源からの借入金の利息については、納税者として第 16(2) 条の他の選択肢を利用して控除を要求することができますが、第 16(2A) 条から (2C) 条の既存の租税回避の規定（担保融資テストと利息のフロー・バック・テスト）は、適時引き続き適用されます。

(例 18)

QCTC である CTC-HK は、グループ内での資金調達を目的として、以下 3 件の借入を行い、利息が発生した。

ローン	貸し手	金額	融資期間	発生利息
ローン-1	地場銀行	\$ 10 百万	3 ヶ月	\$150,000
ローン-2	Corporation-HK	\$ 5 百万	1 年	\$200,000
ローン-3	Corporation-F1	\$ 5 百万	6 ヶ月	\$100,000

Corporation-HK は香港にある関連会社であり、Corporation-F1 は租税管轄国-F1 に居住する香港外の関連会社であった。ローン 1 は銀行預金を担保にしていない。3 つの貸付金はいずれも、租税管轄国-F2 に居住する香港外の関連会社である Corporation-F2 に対して転貸されていた。この利息が発生した年度に、Corporation-F1 は、貸付金-3 の利息収入 100,000 ドルを含む利益に対して 10% の法人税を管轄国-F1 にて納付しなければならなかった。

CTC-HK は QCTC であり、Corporation-F2 への貸付は適格貸付取引でした。つまり基準税率は 8.25% になります。ローン-1 は金融機関からの借入で、銀行預金を担保にしていなかったため、

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話: (香港 +852) -2850-8990

150,000 ドルの利息は第 16(2)(d)条に基づいて損金算入されました。ローン-2 についても、Corporation-HK が香港利得税の課税対象となるため、200,000 ドルの利息は第 16(2)C 条の規定で損金算入が可能となりました。一方のローン-3 については、Corporation-F1 は (香港の) 基準税率 8.25%を下回らない税率で管轄国-F1 にて課税されるため、第 16(2)(g)(ii)条にある条件が満たされていました。したがって、CTC-HK は第 16(2)(g)条に基づき、ローン-3 の支払利息 100,000 ドルの損金算入が認められました。

関連会社への貸付金

判例法原則の成文化

39. 香港税務条例の第 15(1) 条には、香港で行われている商行為、専門業務、事業から香港内で発生したもの、または香港から派生したとみなされる所得として様々な種類のものを定めており、それらには(香港)利得税が課せられます。新たに追加された第 15(1) (ia) 条および(1a) 条は、グループ内ファイナンスビジネスに関連しているもので、以下の金額が利得税の対象となります。

(a) (金融機関を除く) 企業がグループ内融資事業を香港で行っていることから発生する利息によって、企業が取得した、または企業に発生した金額は利得税の課税対象となる。これは、取得した利息、または発生した利息がたとえ香港外で利用可能となっているような金銭であったとしても同様である。

(b) (金融機関を除く) 企業が香港で行っているグループ内融資業務を通じて、またはそれに起因して、預金証書、為替手形、規制資本証券の売却もしくはその他の処分、または満期や提示などにもなった償還によって得られた利得またはその利益によって企業が受領した、または企業に発生した金額で、以下の場合も含まれる。

(i) 証書、為替手形または証券の取得のために用意された資金が香港外で利用可能である場合。

(ii) 売却、処分、償還が香港外で行われる場合。

オペレーション・テスト

40. 第 15(1) (ia) 条および(1a) 条の規定は、(金融機関を除く) 企業が香港にてグループ内融資事業を行うことで発生する利息収入や関連する利益の源泉を決定する際に、「オペレーション・テスト」が適用されることを明確にしています。「オペレーション・テスト」の原則は、「納税者が当の利益を得るために何をしたのか、どこでその行為をしたのかを見て確かめる」というもので、すでに CIR v Orion Caribbean Ltd., [1997] 1 HKLRD 924 の判例でも示されていて、香港の裁判所では拘束力を持っています。

41. グループ内融資事業の利息収入の源泉を決定する際の「オペレーション・テスト」の使用

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話: (香港 +852)-2850-8990

は、「信用供与テストの規定」が使用されている状況下での利息収入の扱いとは異なっています。「信用供与テストの規定」では、利息所得の源泉とは利息所得の源泉となる資金が借り手に提供される場所のことです。

42. 枢密院は、上述の「Orion社」の判例において、納税者がお金の貸し借りによって利益を得ている場合、利益の源泉は金銭が貸し出された場所によってのみ決定されるべきではないとしました。利益の源泉を判断するための適切なテストは、「オペレーション・テスト」です。香港で行われている金銭の借り入れと貸し出しのビジネスの場合、利益は、資金調達、ローンの交渉と承認、ローンのサービシングなど、よりいっそう広範な活動を含み、香港で取引されているビジネスから生じています。「Orion社」の判例で採用された「比率」は、関連企業からの資金の借り入れと関連企業への資金の貸し出しからなるグループ内の金融ビジネスに明確に適用されます。

43. 第16(2)(g)条に基づいて利息費用の税控除規定が導入された際には、利息収入をトレーディング・レシート（商品やサービスの対価として支払われるもの）として扱う場合の対称的な税務処理も含める必要がありました。これにより、香港がタックスヘイブン化しているという印象を与えず、積極的な租税回避スキームを未然に防ぐことができます。グループ内融資ビジネスから発生する利息収入と関連する利益に「オペレーション・テスト」を適用するのは、現在の税務極の実務に沿ったものです。第15(1)(ia)条および(1a)条は、グループ内融資ビジネスから生じるこのような所得に関して、この慣行とオリオン判例の法理を成文化したものに過ぎません。また、金融機関に適用される現行の規定とも整合しています。2016年改正（第2号）条例では新たな課税原則は導入されておらず、第15条(1)(ia)および(1a)による源泉に関する原則にも変更はありません。

44. 第15条(1)(ia)及び(1a)の下では、（金融機関を除く）香港内で企業が行っているグループ内金融事業の過程で、香港外の関連会社に資金を貸与した場合でも、その利息所得およびそこから派生した関連する利益は、利得税の課税対象となります。

45. 利得税の課税対象となる金額は、企業が香港で行っているグループ内金融事業を通じて、またはそれから生じたものに限られます。言い換えれば、グループ内融資事業の通常過程で行われていない単なる企業間融資については、引き続き「信用供与テストの規定」が適用されることとなります。

(例 19)

Corporation-HK は香港に居住する商社である。Corporation-HK は、租税管轄国-F に居住する関連会社である Corporation-F が設備および機械の購入資金を調達する目的で、Corporation-HK は Corporation-F に合計 20,000,000 ドルを年利 1.5%の金利で貸し付けた。このローンは、Corporation-HK の管轄国-F にある銀行口座を通じて、Corporation-F に提供された。

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話：(香港 +852)-2850-8990

この 2 社の企業間融資取引は、グループ内融資事業の遂行を構成するものではないため、第 15(1)(ia)条は適用されませんでした。よって「信用供与テストの規定」を適用するのであれば、2 社間の企業間ローンにて Corporation-HK 社が受け取った利息収入については、利得税の対象にはなりません。

コーポレート・トレジャリー・センターの適格認定

適格CTC

46. 第14C条から第14F条にはQCTCに関する具体的な規定が記載されていますが、第14条の利得税の課税規定は引き続き適用されます。従って、QCTCは企業のトレジャリー・センターとしての事業を行っているため、第14条の下で利得税の課税対象となります。つまり、QCTCは、グループ内での資金調達業務を行っているか、事業としてコーポレート・トレジャリー・サービスを提供しているか、または事業としてコーポレート・トレジャーにかかる取引に従事しているという前提があります。その上で第14D(1)条の規定によってQCTCには適格利益に対して利得税の通常税率の半分のみで課税を受ける権利が生じることになります。QCTCに対して半減税率の優遇措置が適用されるのは、以下の場合に限りです。

(a) 当査定年度において、

(i) 企業の中央管理および統制が香港で行われている（**中央管理および統制の要件**）。

(ii) 企業が当査定年度に適格利益を生み出す活動が香港で行われている、または企業がその活動が香港で行われるように手配されている（**実質的活動の要件**）。

(b) 当該企業が、(取り消し不能であるが) 半額免除が適用されることを書面上で選択している。

47. 第14D(2)条に基づき、以下の場合、企業はQCTCとされます。

(a) 第14D(3)条に規定されている専門型CTCであり、香港で1つ以上のコーポレート・トレジャリー活動（例えば、グループ内融資業務の遂行、コーポレート・トレジャリー・サービスの提供、企業トレジャリー取引の参画など）を行っており、香港でコーポレート・トレジャリー活動以外のビジネス活動を行っていない。

(b) コーポレート・トレジャリー活動以外のビジネス活動も香港で行っているが、第14E条に規定されている「単年度セーフハーバー」ルールまたは「複数年セーフハーバー」

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話：(香港 +852)-2850-8990

ルールを満たしているCTCである。あるいは

(c)上記の(a)及び(b)のいずれの条件も満たしていないにもかかわらず、第14F(1)条に規定された裁量権を行使し(税務局)局長がQCTCと認定したCTCである。

14D(9)条では、金融機関はQCTCに該当しないとされています。したがって、第2条に定義されている金融機関は、たとえ関連会社のためのコーポレート・トレジャリー活動のみを行っているとしても、第14D(1)条に基づく利得税の優遇措置を受ける資格はありません。

專業型CTC

48. 第14D(3)条に規定されている条件は、基本的には当企業が査定年度の期間中に以下のような状況であることとされています。

(a)香港にて1つ以上のコーポレート・トレジャリー活動を行っていること。

(b)香港にてコーポレート・トレジャリー活動以外の活動は行っていないこと。

この条件を考慮すると、第14D(3)条の下でQCTCとなることができるのは、コーポレート・トレジャリー・センターとして事業を行い、コーポレート・トレジャリー活動のみに従事している独立した企業体のみとなっています。コーポレート・トレジャリー部門を有してグループ会社のためにコーポレート・トレジャリー活動を行っている商社や製造会社は、第14E条に規定されているセーフ・ハーバー・ルールを満たさない限り、利得税上の優遇措置を受けることはできません。

49. 企業がコーポレート・トレジャリー活動以外の活動を行ったか否かを判断するためには、第14D(4)条で説明されているように、企業に収入をもたらすための事業活動のみを考慮することになります。つまり、経費を発生させるだけの取引は除外されることになります。そのため、コーポレート・トレジャリー活動を行うべく金融機関から資金を借りたり、事業場所のリースを受けたとしても、これらの取引では費用(例:利息や賃貸料)が発生するだけなので、企業がQCTCとなるものではありません。これらの取引は企業に収入をもたらすものではありません。

中央管理および統制の要件

50. 中央管理および統制(「The Central Management and Control」:以下CMCという)を満たす

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話: (香港 +852)-2850-8990

要件とは、他の租税管轄区域（国）と比べても、香港にて QCTC の執行役員および上級管理職が QCTC の戦略、財務、運営方針に関する意思決定の多くを日常的に行い、それらの意思決定にかかる準備と実行に必要な日常活動の多くを香港にて行っていること、です。

51. CMC の判断テストは、会社の居住地を決定するために確立されたもので、シンガポール、英国、オーストラリアなど多くの租税管轄国で採用されているコモンロー上のルールとなっています。（過去の判例を参照すると）De Beers Consolidated Mines, Ltd. V Howe, 5 TC 198, 213 ページにて Loreburn 卿は次のようにはっきりと述べています。

「所得税の目的上は、実際の事業が行われている場所に会社は居住しているとされる。私はこれを真のルールと考えており、実際の事業は中央管理と統制が実際に行われている場所で実施されている。」

52. CMC とは、会社の事業の最高レベルの管理を意味します。第 14D(5)条にある法定上の諸要件を考慮に入れると、QCTC の CMC（中央管理と統制）は、コーポレート・トレジャリー活動の主要業務の実施が確認できる香港にて行使されていなければなりません。

53. CMC の所在地については完全に事実に基づいて判断をします。それぞれの事例はそれぞれが有する事実に基づいて決定されなければなりません。また、ある事例では決定的であっても、別の事例ではあまり重要とはならないかもしれません。一般的に、会社の CMC の行為が取締役会で行使されている場合、関連する所在地は、取締役会が開催されている場所となります。

54. 取締役会の開催場所がすべて決定的なものとはならない可能性もあります。取締役会の開催地が CMC の行使されている媒体となる限りにおいてのみ重要です。会社の CMC が実際には個人（例えば、取締役会会長や常務取締役など）によって行使されている場合、その関連する場所とは、彼ら支配する個人がその力を行使している場所となります。CMC の判断には事実と現実をみるため、判例法の原則に基づいて結論を出す際には純然たる商業的理由で存在する要因のみを考慮することになります。

実質的活動の要件

55. 実質的活動を満たす要件とは、コーポレート・トレジャリー取引や各種機能が香港にて実施されていて、コーポレート・トレジャリー資産が香港で使用あるいは監視され、コーポレート・トレジャリー上の各種リスクが香港で引き受けられていること、です。

56. 実質的活動の要件を満たすには、CTC は適格利益を生み出すための利益創出活動が香港に

て行われていることを証明しなければなりません。例えば、グループ内融資事業の場合、金融機関や関連企業からの資金調達、融資条件の交渉、融資契約の締結、元本および利息の返済状況の確認、支払いの実行と受け取りなどの活動が当該CTCによって香港にて行われていなければなりません。第14D(5)(a)(ii)(B)条にある「アレンジメント（取り決め）」という言葉は、CTCが銀行などの第三者との取り決めを手配して利益を生み出す活動の一部を実行させる状況も含んでいます。

57. この実質的活動の要件とあわせてCMCの要件を満たすことにより、QCTCのコーポレート・トレジャリー業務から得られる適格利益は香港源泉のものであることが保証され、その結果利得税の課税対象となります。

取消不能の選択

58. 税率半減の優遇措置の適用を求める場合には、QCTCは事前にその選択を行わなければなりません。このような選択は、第14D(5)(b)条で要求されているとおり、書面（例：確定納税申告書内）にて行わなければなりません。第14D(6)条の規定により、いったん行った選択は取り消すことができません。したがって、当該QCTCが半減税率の適用を受けられる限り査定年度ごとに毎回選択する必要はなくなります。

59. 当該CTCに第14D(1)条が適用しなくなってしまった場合、第14D(7)(a)条のもとCTCがそれまでに行っていた選択は有効ではなくなります。CTCが再び半額金利の適用を受けられる場合には、CTCは半減税率の適用を受けられるべく再度新たに選択をする必要があります。

コーポレート・トレジャリー活動

60. 「コーポレート・トレジャリー活動」とは第14C(1)条で以下のように定義されています。

- (a) グループ内金融業務を行うこと。
- (b) コーポレート・トレジャリー・サービスを提供すること。
- (c) コーポレート・トレジャリー取引にかかる契約を有していること。

61. ここでいう「グループ内融資業務」という用語は、第16(3)条と同様の定義（関連会社からの資金の借入及び関連会社への資金の貸与の業務）となります。「グループ内融資業務」に関する

先述の 9 項及び 10 項にある詳述も、第 14D 条の趣旨に合致するものとなっています。このように、関連会社からの資金借入や関連会社への資金貸付の頻度や程度がグループ内融資事業に相当する場合、たとえ株式や銀行借入で大部分が賄われていたとしても、その企業は適格利益に関して半減税率の優遇措置を受ける資格があると考えられます。また、第 15 条(1)(ia)と(1a)の規定では、利息収入やそこから得られる利益は香港の利得税の課税対象となる取引収入であることが明確に定められています。QCTC がグループ内融資取引の金利を決定する際には、「Departmental Interpretation and Practice Notes No. 46: 法令解釈および実施通知 DIPN No. 46 (Transfer Pricing Guidelines - Methodologies and Related Issues : 移転価格ガイドライン — 手法と関連論点)」に記載されている独立企業間取引の原則に従わなければなりません。QCTC が関連会社への貸付金の金利をゼロもしくは超低金利にしたり、関連会社からの貸付金の金利を不当に高くしたりした場合に、移転価格調整が行われることがあります。

コーポレート・トレジャリー・サービス

62. 附表 17B の第 1(1)条では、企業が関連会社に提供する以下のサービスを「コーポレート・トレジャリー・サービス」と定義しています。

- (a) 関連会社の現金収支予測またはキャッシュ・プーリング（集約及び分配）を含む、現金および流動性ポジションの管理およびそれに関連する助言の提供をすること。
- (b) 関連会社のベンダーまたはサプライヤーへの支払いを処理すること。
- (c) 関連会社と金融機関との関係を管理すること。
- (d) 以下を含むコーポレート・ファイナンス・アドバイザー・サービスの提供をすること。
 - (i) 関連会社による債券又は株式等の方法による資本の調達を支援する活動。
 - (ii) 関連会社の資本予算の策定。
- (e) 関連会社の資金の投資管理についての助言すること。
- (f) 関連会社が発行する債券または株式に投資する投資家向け広報活動の管理すること。

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話: (香港 +852)-2850-8990

(g) 以下に関連するサービスを提供すること。

(i) 関連会社に対してまたは関連会社に代わって、保証、契約履行保証状、スタンバイ L/C またはその他の信用リスク証書を提供すること。

(ii) 関連会社への送金を行うこと、あるいは関連会社の代理として送金を行うこと。

(h) 金利リスク、為替リスク、流動性リスク、信用リスク、商品リスクその他の金融リスクの管理に関する関連会社への助言またはサービスの提供すること。

(i) 関連会社による合併または事業買収に関する支援を提供すること。

(j) 以下のような関連会社の法令順守（コンプライアンス）に関連して助言またはサービスを提供すること。

(i) 会計基準

(ii) 内部のトレジャリー方針

(iii) トレジャリー管理に関する規制要件

(k) 関連会社のトレジャリー管理システムの運用に関する助言またはサービスを提供すること。

(l) 上記(a)から(k)のいずれかの項目で特定された活動に関連して、関連会社のために、経済調査または投資調査およびそれらの分析を含む事業計画の立案業務および調整業務を提供すること。

63. 香港税務条例本文には、附表 17B の 1(1) (a)にある「現金収支予測」や「キャッシュ・プーリング」という用語の定義はありません。大まかに言えば、現金収支予測とは「現金の流入と流出、ひいては短期的・長期的な流動性を見積もる現金収支の予測活動」です。「キャッシュ・プーリング」とは、企業が銀行借入に関連した支出を最小限に抑えることを可能にする取り決めで、「フィジカル・キャッシュ・プーリング (Physical Cash Pooling : 物理的プーリング)」と「ノーションナル・キャッシュ・プーリング (Notional Cash Pooling : 仮想的プーリング)」があります。物理的キャッシュプールでは、グループメンバー会社の借方残高は、通常 CTC が保有してい

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話: (香港 +852)-2850-8990

るセントラル口座（マスター口座）に定期的に物理的に移動されます。その後、セントラル口座（マスター口座）の資金はグループメンバー会社の貸方残高をカバーするために使用されます。現金の一括処理の結果、グループメンバー会社と CTC の間の当座勘定に債権と債務が発生します。仮想的現金プールでは、グループメンバー会社の借方および貸方の残高は、セントラル口座（マスター口座）との間で物理的に移動しません。その代わりに、キャッシュプール内の各グループメンバー会社は、銀行に独自のポジションを維持し、その借方または貸方の残高に応じて利息を受け取ったり支払ったりします。銀行は、あたかもグループメンバー会社の借方と貸方の残高すべてが集中しているかのようにみなし、借方と貸方の残高の合計に基づいて利息の合計額を計算します。銀行が貸方残高のあるプール・メンバー会社に課した金利の利ざやは、CTC または借方残高のあるプール・メンバー会社に支払われることとなります。

64. 課税の観点からは、キャッシュ・プールの各メンバー会社が、その実施された機能、使用された資産、想定されたリスクを考慮した上で、適切な（独立企業間取引ベースの）報酬を得ていなければならないことが重要です。CTC が、よりいっそう調整的で総務管理的な機能を持つ純粋なサービス事業体として運営されている場合には、そのような機能の提供にはコスト・プラス（原価加算方式）で報酬を受け取ることも可能ですが、一方、CTC が社内銀行として運営されている場合には、独立企業間で設定される利ざやを受け取る方式で報酬を得るべきとなります。

(例 20)

CTC-HK は多国籍企業グループの中の QCTC である。CTC-HK は関連会社に対して以下のサービスを提供している。

- (a) 関連会社の銀行口座および関連書類の管理に関するアドバイスの提供。
- (b) 関連会社の資産・負債の管理及び配当政策の策定に関するアドバイザリー業務。および
- (c) 関連会社が他の関連会社の事業の買収することに関連して関連会社を支援すること。

上記の項目 (a) は、関連会社の現金及び流動性の管理に関するものであり、附表 17B の 1(1) 項 (a) に該当します。項目 (b) は資本予算編成における通常の活動であり、附表 17B の 1(1) 項 (d) に該当します。項目 (c) については、当該サービスは CTC-HK の関連会社による事業買収に関連したものであり、17B 附表の 1(1) 項 (d) に該当します。つまり、上記のサービスはすべてコーポレート・トレジャリー・サービスに該当するとみなされました。

コーポレート・トレジャリー取引

65. 附表 17B の第 2(1) 項は、「コーポレート・トレジャリー取引」とは、企業が自社の利益のために関連会社の事業に関連して行う以下の取引のいずれかであると定義しています。

(a) 関連会社による資金の借入に関して、保証、契約履行保証状、スタンバイ L/C またはその他の信用リスク証書の提供に関連する取引。

(b) 当企業あるいは関連会社の資金を、当企業または関連会社の現金及び流動性のポジションを管理するために、以下の金融商品のいずれかに投資する取引。

- (i) 預金
- (ii) 譲渡性預金（短期預金証書）
- (iii) 債券
- (iv) 手形
- (v) 無担保社債
- (vi) マネー・マーケット・ファンド（公社債投資信託）
- (vii) その他の金融商品（第 20ACA(2) 条で定義されている私企業が発行した証券を除く）

(c) 関連会社の金利リスク、為替リスク、流動性リスク、信用リスク、コモディティ・リスク、またはその他の金融リスクをヘッジする目的で締結されている以下の契約のいずれかに関する取引。

- (i) 差金決済取引
- (ii) 外国為替予約
- (iii) 先渡し取引または先物取引契約
- (iv) スワップ契約

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話：（香港 +852）-2850-8990

(v) オプション契約

(d) ファクタリングまたはフォーフェイティング取引。

66. 上記の「契約履行保証状」、「差金決済契約」、「為替予約契約」等の用語については、商取引上の通常の意味が採用されることとなります。同じく上記の金融商品の意味については、税務条例附表の第 16 を参照することができます。なお、「ファクタリング取引」については、リスクを引き受ける見返りに債権を第三者に割り引いて売却する金融取引をいいます。「フォーフェイティング」とは、フォーフェイターと呼ばれる代理人が売主から特定の債権を買い取ることを指します。関連会社の流動性管理を目的として、預金、譲渡性預金、その他の金融商品を用いて金融機関に金銭を貸与することは、附表 17B の 2(1) (b) にあるコーポレート・トレジャリー取引にもちろん該当します。

67. 一部の CTC がラインボイシング取引に関与している可能性があります。これらの活動がトレーディング取引であろうとラインボイシング取引であろうと、附表 17B に定義されているコーポレート・トレジャリー・サービスやコーポレート・トレジャリー取引には該当しません。つまりこれらの取引から得られる利益は、半減税率優遇措置の対象となる適格利益とはなりません。このようなラインボイシング取引があまりにも多すぎてセーフハーバー・ルールを満たせない場合は、当該 CTC は QCTC としての適格性を欠くことにつながり、その結果として適格コーポレート・トレジャリー活動について半減税率の優遇措置の適用を受けることができない可能性があります。

セーフハーバー・ルール

68. 第 14E 条では、主にコーポレート・トレジャリー活動のために利益や資産を有する企業が、その適格利益に関して半額の優遇を受けることができるようにするためのセーフハーバー・ルールを規定しています。セーフハーバーには以下の 2 つの選択肢があります。

(a) 企業が、当該年度の税務査定において、コーポレート・トレジャリー利益の割合 (CTP パーセンテージ) とコーポレート・トレジャリー資産の割合 (CTA パーセンテージ) が、附表 17B の第 3 項および第 4 項に記載されている所定の割合 (すなわち 75%) を下回らない場合、第 14E(2) 条の「1 年間セーフハーバー」に該当する。

(b) 企業が、その税務査定の年度およびその前の 1 年または 2 年の審査において、コーポレート・トレジャリー利益およびコーポレート・トレジャリー資産の平均パーセンテ

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話: (香港 +852)-2850-8990

ージが、附表 17B の第 3 項および第 4 項に規定されている所定のパーセンテージ（すなわち 75%）を下回らない場合、第 14E(3)条の「複数年セーフハーバー」に該当する。

69. 税務査定年度において企業の CTP パーセンテージおよび CTA パーセンテージは、第 14E(5)条および(6)条の以下の計算式に従って算出されます。

(a) CTP パーセンテージ：

$$\text{CTP} \div \text{P}$$

CTP とは、税務査定上の事業年度における企業のコーポレート・トレジャリー利益の総額を意味する。

P とは、香港内であるか否かにかかわらず、税務査定上の事業年度期間中に、すべての源泉から企業に発生した利益の総額を意味する。

(b) CTA パーセンテージ：

$$\text{CTA} \div \text{A}$$

CTA とは、税務査定上の事業年度終了時における企業のコーポレート・トレジャリー資産価値の総額を意味する。

A とは、香港内にあるかどうかにかかわらず、税務査定上の事業年度終了時におけるその企業が所有するすべての資産価値の総額を意味する。

70. 「コーポレート・トレジャリー利益」という用語は、第 14C(1)条で定義づけされています。「コーポレート・トレジャリー利益」とは、コーポレート・トレジャリー活動に由来する企業の利益を意味します。この文脈においては、コーポレート・トレジャリー利益は、一般的に、利益の出所にかかわらず、CTC の監査済み損益計算書に示された会計上の利益に基づいて計算されます。

71. CTC は、法令解釈および実施通知 DIPN No.46 (Transfer Pricing Guidelines - Methodologies and Related Issues : 移転価格ガイドライン — 手法と関連論点) の移転価格ルールに従うことを想定されているため、CTC たるには、コーポレート・トレジャリー活動から独立企業原則のもと利益を得なければなりません。例外的に、CTC がコーポレート・トレジャリー活動から多額の損失を被ってしまっている場合（例えば、香港外の関連会社が破産状況に陥

り、不良債権化した場合)、セーフハーバー・ルールのものでコーポレート・トレジャリー利益のパーセンテージを計算する際、または第 14F 条の下で裁量を行行使する際に、税務局長が損失を除外することを検討することもあります

72. 「コーポレート・トレジャリー資産」という用語は、企業がコーポレート・トレジャリー活動を遂行するために使用する企業の資産を意味します。例えば、コーポレート・トレジャリー資産には、以下のものが含まれます。

- (a) 利息の発生を伴う会社間貸付金および債権
- (b) 現金および現金同等物
- (c) 流動性管理のための余剰資金からの投資、および
- (d) 関連会社の財務リスクをヘッジするための差金決済契約、為替予約、先渡・先物契約、スワップ契約、オプション契約など

また、事業所の家屋や事務機器等の固定資産も、コーポレート・トレジャリー活動に使用されるものであれば、コーポレート・トレジャリー資産に該当します。その資産価値は、資産の所在地にかかわらず、企業の監査済み貸借対照表に基づいて算定されます。一般的に、概して公正であると認められた会計原則に基づいて作成されている貸借対照表に計上されていない無形資産は考慮の対象とはなりません。

73. 第 14E(9)条では、一部がコーポレート・トレジャリー活動の遂行のために使用され、また一部が別の目的のために使用されている資産の価値の配分について規定しています。コーポレート・トレジャリー資産の総額を計算するにあたっては、資産の価値のうち、コーポレート・トレジャリー活動を行うために使用されている範囲に比例する資産部分のみを考慮することになっています。

74. CTC が企業グループの持株会社を兼ねている場合があります。関連会社への出資が多額であったり、受取配当金が少なくない場合には、関連会社への出資と受取配当金はそれぞれ「コーポレート・トレジャリー資産」や「コーポレート・トレジャリー利益」には該当しないため、セーフハーバー・ルールが満たされない可能性があります。香港では一般的に配当所得は課税対象外であるため、関連会社への持分投資と配当を上記の計算式の分母から除外して CTA と CTP のパーセンテージを計算することで、セーフハーバー・ルールの下で QCTC とみなされる可能性もあります。

75. 第 14E(4)条にある複数年セーフハーバー・ルールの下では、企業の「連続した」実績年数が審査の対象となります。その平均 CTP と CTA のパーセンテージは、当該対象年度と過去 2 年間の税務査定年度の財務諸表に基づいて計算されなければならない、としています。対象年度の直前に香港で連続した 2 年に満たない査定期間でのみ、商行為、専門業務、あるいは事業を行っていたという場合、対象年度とその直近の前年度の査定期間における企業の利益と資産のみが平均 CTP 率および CTA 率の計算で考慮されることとなります。

(例 21)

QCTC-HK は、4 年目に第 14D(1)条での半減税率を受ける申請をした。同社には以下のような実績があった。

<u>年度</u>	<u>香港での事業活動</u>
初年度	活動中の事業
2 年目	休眠中の事業
3 年目	活動中の事業
4 年目	活動中の事業

QCTC-HK は香港で(合計で)3 年間事業を展開していました、2 年目に休眠状態となっていて対象年の 1 年前には事業を休止していました。したがって、QCTC-HK は 2 年の実績があると考えられます。(この場合)3 年目と 4 年目の監査済み財務諸表を基に、平均 CTP と 平均 CTA の割合を算出することとなります。

局長の判断

76. 第 14F 条は、当該企業が QCTC であると判断するために、第 14D(3)条に規定された条件と第 14E 条に規定されたセーフハーバー・ルールを満たしていないにもかかわらず、局長が裁量権を行使することを認めています。このような決定は、局長が第 14F(3)条に基づいて、第 14D(3)条で指定された条件、またはセーフハーバー・ルールが、企業の通常の事業過程において、当該税務査定年度について満たされていると判断した場合に行われます。

77. 第 14F 条の下で裁量を行使する際には、局長は事実を総合的に検討します。特に QCTC が通常の事業過程で実施するコーポレート・トレジャリー活動の種類についての検討となります。局長は以下の要素を考慮することができるとされています。

- (a) 企業が実施している活動。
- (b) 企業の資産および負債。
- (c) 当企業の従業員の能力、役割、責任。
- (d) グループ内における当企業の能力、役割および責任。
- (e) 企業が負う機能及びリスク。
- (f) 企業の運営履歴。

資格の喪失

78. ある査定年度に第 14D(1)条の適用を受けないとされた場合（停止年度という）、その企業は停止年度の翌年の査定年度で半減税率の優遇措置を再度適用することはが許されなくなること

を第 14D(7) (b)条にて規定しています。例えば、企業が適格 CTC 事業から利益を得た場合には半減税率制度を適用し、その後の査定年度に（逆に）損失を被った場合には全額控除を受けることを目論む可能性もあるため、この規定を以ってこのような濫用を防いだり財政収入を保護することを目的としています。

79. CTCがもし単に適格CTC事業から損失を出したのであれば、半減税率の優遇措置を受ける資格を失うことはありません。（香港税務）条例の第 19D 第 1 条では、査定年度において利得税の課税対象となっている者が被った損失額は、当該査定年度にて課税対象利益が計算されたであろう場合と同一の方法と事業年度で計算されると規定されています。そのため、QCTCがある査定年度に税務上の損失を出してしまった場合でも、第 14D 第 1 条が適用され、その税務上の損失は、条例第 19CA 条の目的のもと、半減税率で他の種類の利益と相殺することができます。14D(7) (b)条は、その後の査定年度におけるCTCの利得税優遇措置を否定するためには適用されません。

適格利益

80. QCTCの課税対象利益は、一定の条件の下で、課税対象利益の範囲内で附表 8 に規定されている税率の 2 分の 1 で課税されます。

- (a) 「適格融資取引」に由来する課税対象利益。
- (b) 「適格コーポレート・トレジャリー・サービス」から生じた課税対象利益。
- (c) 「適格コーポレート・トレジャリー取引」から生じた課税対象利益。

このように、QCTCの課税対象利益の全てが半額税率で課税されるわけではありません。第14D(1)条の下では、半減税率の優遇措置は適格利益にのみ適用されるとされています。

81. 「適格融資取引」とは、企業がグループ内融資業務の通常過程で、香港外の関連会社に資金を融資する取引であると第14C(1)条にて定義されています。「適格コーポレート・トレジャリー・サービス」とは、第14C(3)条において、企業が香港外の関連会社に提供するコーポレート・トレジャリー・サービスと定義されています。また、第14C(4)条では、香港外の関連会社の事業に関連して企業が締結したコーポレート・トレジャリー取引契約を「適格コーポレート・トレジャリー取引」と定義しています。これらの定義からみると、具体的な要件は以下の通りとなります。

- (a) グループ内融資業務の通常過程で、香港外の関連会社への融資が行われていること。
- (b) 香港外の関連会社に対してコーポレート・トレジャリー・サービスが提供されていること。
- (c) コーポレート・トレジャリー取引が香港外の関連会社の事業に関連している場合。

上記の要件と第14D(8)条にある規則（下記の段落85を参照されたい）は、金額の半分のみが課税される一方で費用については全額が控除されること（矛盾）が生じないようにするためのものです。

非適格利益

82. 企業が第14D(2)条のQCTCの条件を満たしていたとしても、次のようなコーポレート・トレジャリー活動に由来する利益には、(通常)フル税率で利得税が課税されます。

- (a) 香港の関連会社に金銭を貸与するグループ内融資取引。

(b) 香港の関連会社に提供しているコーポレート・トレジャリー・サービス。

(c) 香港の関連会社の事業に関連するコーポレート・トレジャリー取引。

(d) 関連会社の事業に関係のないコーポレート・トレジャリー取引。

(例 22)

CTC-HK は、多国籍企業グループの香港居住となっている QCTC である。CTC-HK はその事業の過程で、2 つのデリバティブ契約を締結した。最初のデリバティブ契約は、関連会社の事業には関係なく、これは CTC-HK の独自の取引であった。二つ目のデリバティブ契約は、香港で事業を営む関連会社の事業に関連するものであった。つまり、CTC-HK の同一デリバティブ取引で、関連会社への支払い義務と、第二のデリバティブ取引に基づく同額の同日付の権利が一致しているものであった。CTC-HK は、これら 2 つのデリバティブ契約から利益を得ていた。

1 つ目のデリバティブ取引は、関連会社の事業に関連するものではないため、附表 17B の第 2 項 (1) に規定されているコーポレート・トレジャリー取引には該当しませんでした。2 つ目のデリバティブ契約については、香港の関連会社の事業に関連するものであり、その結果、やはり適格なコーポレート・トレジャリー取引とは認められませんでした。

83. QCTC が香港外の関連会社とコーポレート・トレジャリー・サービス契約を締結し、その関連会社が次に香港の関連会社と同一条件の契約を締結した場合は、実質的に QCTC が香港内の関連会社に対して提供したコーポレート・トレジャリー・サービスとされ、第 14C(3) 条の規定に基づく適格なコーポレート・トレジャリー・サービスとはみなされません。この理由により、QCTC はその取引から得られる利益について半減税率の優遇措置の適用を受けることはできません。また、QCTC が香港の関連会社を通じて香港外の関連会社に間接的にコーポレート・トレジャリー・サービスを提供している場合にも、半減税率の免除は認められません。QCTC と香港外の関連会社との間に契約関係がない場合は、コーポレート・トレジャリー・サービスが香港外の関連会社に提供されているとは言えないのです。

84. コーポレート・トレジャリー取引が、香港内の関連会社の事業と香港外の関連会社の事業 (の両方) に関連している場合、コーポレート・トレジャリー取引から得られる利益の按分配賦が必要となります。香港外の関連会社の事業に関連する利益の部分のみを半減税率を以って課税することができます。

85. 半減税率の優遇措置の適用を受けるための企業の適格利益を計算する際に、第 14D(1) (a)、(b)、(c) 条に記載されている取引やサービスに関連して、某人 (法人あるいは自然人) が当該企業に支払うべき金額が (その某人の) 利得税の計算上での控除対象となっている場合、その取引ま

たはサービスに起因する企業の適格利益の額は、その金額を参照して差し引かれるべきであると第 14D(8)条のにて規定されています。これは、香港で事業を行っている某人が同額を全額(経費として)控除しているにも関わらず QCTC 側の適格利益は半分の税率で課税されるという、半減控除の悪用を防ぐためのものです。ここでいう「その金額を参照して」という表現は、その金額に帰属する課税対象となる利益のみが適格利益から差し引かれることを意味します。

(例 23)

QCTCは香港に居住する企業であり、香港にてコーポレート・トレジャリー活動が実施されていた、あるいは実施されるように手配していた。QCTCの当該税務査定年度の利益は、以下の項目で構成されていた。

	\$ million (百万)	\$ million (百万)
香港の関連会社に係るコーポレート・トレジャリー活動からの利益		20
適格利益		
- 香港内で事業を行う会社が香港外の関連会社より資金を得たうえで発行した債券から得た利息	5	
- 香港外の関連会社から取得した資金を利用した海外銀行預金からの受取利息	8	
- 香港外の関連会社から得た資金をもとに購入した香港上場企業の有価証券から得た配当金	12	
- 小計		25
利益合計		45

香港の会社が QCTC に向けて発行した企業債券にかかる支払利息を利得税の計算上で(費用として)控除することになるため、(QCTC が) 受領した 500 万ドルの利息収入は通常税率ですべて課税されることとなります。一方、海外の銀行預金から得た利息収入は半減の税率で課税され、配当金収入については利得税は非課税のままとなります。

関連会社

86. CTCは、主にその関連会社とのグループ内取引を行っているため、本税率半減の優遇制度において、「関連会社」という用語を定義する必要があります。第 14C(1)条の規定によれば、「関連会社」とは、以下のような会社を指します。

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話: (香港 +852)-2850-8990

- (a) 当該企業が支配している他の企業。
- (b) 当該企業を支配している他の企業。または、
- (c) 当該会社と同一の者の支配下にある他の企業。

87. 第 14C(2)条では、当該企業の業務がその人（法人や自然人）の希望に沿って行われることを確保できる権力を有している場合、以下のような状況で、その人（自然人や法人）は一企業を支配しているとみなされます。

- (a) 当該企業または他の企業の株式を保有している、または議決権を保有している。または、
- (b) 当該企業またはその他の企業を統制する定款、またはその他の文書によって与えられた権限を有している。

88. この「関連会社」の定義は、(香港税務)条例の他の条文でみられる定義と類似しています。この「関連会社」の定義は広いものの、グループ内融資事業を行うにあたっては、(香港の)貸金業法 (Chapter 163) や銀行法 (Chapter 155) などの他の法律上の要件も遵守しなければなりません。一般的に、適切なライセンスを持たない会社は、会社の子会社である場合、または両方が他の会社の子会社である場合にのみ、他の会社にお金を貸したり、他の会社からお金を借りたりすることができます。ただし、他の免除規定が適用される場合は除きます。疑問がある場合は、CTC は法的助言を求めべきです。

89. (香港の)証券先物取引法 (Chapter 571) に基づくタイプ 4 (証券に関する助言)、タイプ 5 (先物取引に関する助言)、タイプ 6 (企業財務に関する助言)、タイプ 9 (資産運用) の規制活動について、会社がその完全子会社、会社の発行済み株式のすべてを保有する持株会社、またはその持株会社の他の完全子会社にのみに限定した関連助言やサービスを提供する場合、ライセンスを取得する必要はありません。

開始日

利得税の優遇措置と利息費用の控除

90. 発効日について、2016年4月1日以前にQCTCが受け取った金額、または発生した金額は、税率半減の優遇措置の目的においては考慮の対象とはなりません。言い換えれば、2016年4月1日以前にQCTCにて発生し、同日以降に受け取った金額であっても、半減税率の優遇措置の対象とはなりません。第16(2)(g)条にある利息費用の控除ルールについては、2016年4月1日以降に支払うべき金額にのみ適用されます。

利息および利益の課税関係

91. 第15(1)(ia)条および(1a)条の規定は、2016年税務(改正)(第2号)条例の開始日、すなわち2016年6月3日以前に受け取った、または発生した金額に関しては適用されません。

租税回避防止に関する一般規定

第 61 条および第 61A 条

92. グループ内融資事業を行う企業に対して、QCTCとしての利得税の優遇措置を与えたり、利息経費の控除を認める際には、通常局長は本実施通達に従って行動します。ただし、2016年税務（改正）（第2号）条例にて意図されていない結果を生じさせてしまうような行為、つまり租税回避が行われている場合や第16（2）（g）条の利息控除ルールが濫用されていると判断する場合には、局長は、それら回避に対抗するために適宜、税務条例第61条または第61A条にある一般的な回避防止規定の発動を検討します。

事前確認制度

特定取引に対する事前確認

93. 確実性を確かめるために、特定の取引に関して、第 16(2)(g)条に基づく利息費用の控除ルールや、第 15(1)(ia)および(1a)条に基づく規定、そしてQCTCの半減税率が申請者にどのように適用されるかについての事前確認を局長に対して求めることが可能です。局長は、その事前確認申請に対して、最大限の情報開示を要求し、かつ手数料の支払いを求めます。事前確認の申請手順および要件については、法令解釈及び実施通達 No. 31 をご参照ください。

金融口座情報の交換について

共通報告基準 (CRS) -アクティブ NFE (Non-Financial Entity)

94. 香港税務条例のパート 8A に基づく金融口座情報の自動交換の目的においては、香港に居住する CTC は、投資ファンド（プライベート・エクイティ・ファンド、ベンチャー・キャピタル・ファンド、レバレッジド・バイアウト・ファンド、または企業への買収または出資を通じて投資目的のためにキャピタル資産として当該企業の持分を保有することを目的とした投資ビークルを含む）として機能していない、または自らをそう売り込んでいない場合は、「報告義務のある金融機関」とはみなされません。あわせて、以下の条件も付随します。

(a) CTC の活動の 80% 以上が、金融機関の業務以外の取引や事業に従事する 1 つ以上の子会社の発行済株式の全部または一部を保有すること、またはそれらの子会社に融資やサービスを提供すること（株式保有の活動またはグループ内融資活動）であること。
あるいは、

(b) CTC としての株式の保有活動またはグループ内融資活動が全活動の 80% 未満である場合には、CTC の株式保有の活動またはグループ内融資活動と CTC の受動的所得以外の所得を生み出す以外のその他の活動の合計が、CTC の全活動の 80% 以上を占めていること。

95. 香港に居住していても、以下のすべてに該当する場合は、報告義務のある金融機関には該当しないことになります。

(a) 金融機関ではない関連会社との間で、またはその関連会社のために、主に資金調達やヘッジ取引を行っている。

(b) 上述 (a) に記載された関連会社のグループが、金融機関以外の事業に主に従事していること。

(c) 当該 CTC が関連会社以外の企業に融資やヘッジサービスを提供していないこと。

外国口座税務コンプライアンス法 (FACTA) - 除外される非金融グループ事業体

96. 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関連する米国の財務省規則のもとの金融機関には「除外される非金融グループ事業体」は含まれていません。一般的に、非金融グループのメンバーである外国の事業体は、以下の場合には、「除外される非金融グループ事業体」となりません。

(a) 当該事業体が預金取扱機関または(証券などの)保管機関ではない場合 (拡大関連者のメンバー企業を除く)。

(b) 当該事業体が持株会社、トレジャリー・センター、またはキャプティブ・ファイナンス・カンパニーであり、実質的にすべての活動が下記の 97 項に記載されている 1 つ以上の機能を実行することとされている場合。

(c) 企業に対して買収または出資をし、それらの企業の持分を投資目的で保有するキャピタル資産として扱う投資戦略のもと設立されたプライベート・エクイティ・ファンド、ベンチャー・キャピタル・ファンド、レバレッジド・バイアウト・ファンド、または類似の投資ビークルであるアレンジメントまたは投資ビークルとして、当該事業体が自らを表明していない (また、それらに関連して形成されておらず、それらによって利用されていない)。

97. 以下のような目的のもと事業体の主な活動が拡大関連者グループのメンバー企業との間で、またはそのメンバー企業のために、投資、ヘッジ、融資取引を行うことである場合には、その事業体はトレジャリー・センターとなります。

(a) 拡大関連者グループ (またはそのメンバー企業) が保有する、または保有する予定の不動産に関する価格変動または通貨変動のリスクを管理すること。

(b) 拡大関連者グループ (またはそのメンバー企業) が行う、または行う予定の借入金に係る金利変動、価格変動または為替変動リスクの管理。

(c) 拡大関連者グループの財務諸表に反映される資産・負債に関する金利の変動、価格の変動または為替の変動リスクの管理。

(d) 拡大関連者グループ (またはそのメンバー企業) の運転資金の管理、例えば、関連会社の現金残高 (現金残高のプラスとマイナスの両方を含む) を集約・配分するプーリ

Aoba Group of Professionals & Specialists

<http://www.aoba.com.hk>

電話: (香港 +852) -2850-8990

ングをしたり、当該事業体または拡大関連者グループのメンバー企業の勘定とリスクのためだけに金融資産に投資したり取引したりすること。

(e) 拡大関連者グループ（またはそのメンバー企業）のための資金調達手段として機能すること。

98. 事業体の株式持分または負債の持分が、企業の拡大関連者グループのメンバー企業ではない人（法人あるいは自然人）によって保有されており、主に以下を参照してその持分に対して得られる償還額または回収額または収益額が決定される場合は、企業はトレジャリー・センターではありません。

(a) 拡大関連者グループ外の企業に行うトレジャリー・センターの投資、ヘッジ、および財務活動。

(b) グループのメンバー企業で、投資企業または受動的な非金融外国主体（Passive Non-Financial Foreign Entity）となっている場合。

99. 要するに、非金融グループ事業体であるCTCは、FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）の下では関連会社の財務状況を報告する必要がないということになります。

以上

当文書は意識を含む参考日本語訳であり、厳密な定義や解釈を確認する際には必ず香港税務局発行の原文を参照ください。また、意思決定時や実行の際には必ず専門家、あるいは香港・青葉ビジネスコンサルティング（+852-2850-8990）まで事前にご相談ください。

Inland Revenue (Amendment) (No. 6) Ordinance 2018

Part 2—Division 8

Ord. No. 27 of 2018

Section 26

A1899

26. Section 14C amended (qualifying corporate treasury centre: interpretation)

(1) Section 14C(1)—

- (a) definition of *non-Hong Kong associated corporation*;
- (b) definition of *qualifying corporate treasury service*;
- (c) definition of *qualifying corporate treasury transaction*;
- (d) definition of *qualifying lending transaction*—
→ **Repeal the definitions.**

(2) Section 14C(1)—

→ **Add in alphabetical order**

“*intra-group lending transaction* (集團內部貸款交易), in relation to a corporation, means a transaction under which the corporation lends money, in the ordinary course of its intra-group financing business, to its associated corporation;”.

(3) Section 14C—

→ **Repeal subsections (3) and (4).**

27. Section 14D amended (qualifying corporate treasury centre: profits tax concession)

(1) Section 14D(1)—

➤ **Repeal**

“subsections (5) and (8)”

➤ **Substitute** “subsection (5) and section 26AB”.

(2) Section 14D(1)(a)—

- **Repeal** “qualifying”
- **Substitute** “intra-group”.

(3) Section 14D(1)(b)—

➤ **Repeal** “qualifying”.

(4) Section 14D(1)(c)—

→ **Repeal** “qualifying”.

(5) Section 14D—

→ **Repeal subsection (8).**